

第110回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和4年12月8日(木曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
	書記	橋本倫法		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
			住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
欠席者 (1名)	税務課長	福岡康浩		
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

師走に入り、一週間ほどたちました。日中は過ごしやすい日々が続いておりますが、朝夕、めっきりと霜も降りたりして、寒く感じる時になりました。皆様方には、健康等、十分に留意していただきまして、本会議等に臨んでいただくよう、よろしく願いをいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

税務課長より家族の体調不良のため欠席の届出があり受理しておりますので、報告をしておきます。

それでは、直ちに日程に入りますが、議員席の一部変更等について報告いたします。

議会でも新型コロナウイルス感染防止対策を実施しております。議場における3密を避ける取組として、議員席の間隔を広く取るため仮設席を設け、3人席の高見寛治議員と岡本義次議員に席の変更をお願いしております。

また、議場内では適切なマスクの着用をお願いしておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、質問席並びに答弁席にはアクリル板を設置し飛沫の飛散防止対策を行っています。発言者並びに答弁者のマスクの着用については、各自の判断で対応をお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（小林裕和君） 日程第1は、一般質問であります。

10名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、11番、岡本義次議員の発言を許可します。岡本議員。

〔11番 岡本義次君 登壇〕

11番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。11番議席、岡本義次でございます。

12月に入りまして、朝夕、めっきり寒くなりました。ですから、皆様、風邪などなさらんように、ご自愛いただきたいと思います。

ロシアのプーチンがウクライナにミサイルを撃ち込み、何もかも世界中が振り回されて、食料品から油から高くなって、困っておるところでございます。

また、日本でもコロナが大変猛威を振るって、多くの方が亡くなったりしております。ご冥福をお祈りするところでございます。

本日は、3件の一般質問をさせていただきます。

まず、最初、温暖化について対策はできているのかということ、この席でさせてい

ただき、2つ目の山の買取りについて伺う。3件目の職員の勉強会はできているのか。これは議員席からの質問とさせていただきます。

それでは、温暖化対策はできているのか。

温暖化で日本だけでなく、世界中で干ばつや大水害が起きております。まだ、温度が2、3度も上がると言われております。作物ができにくくなり、家屋が浸水し困っています。

役場は温暖化対策はできているのか。町民にはどんな対策をするように呼びかけているのか。その効果は出ているのか。

申山や秀谷、各学校に設置した太陽光は発電設置時期も早く、一般会計に繰入し、子育て等に効果を上げております

前にも申し上げましたが役場体育館や図書館、本庁、各支所の屋根に太陽光を設置し、役場の使う電気代を生み出したらいかがでしょうか。

役場が電力会社に支払う電気代は令和元年、2年度、3年度は幾らぐらい支払っているのか。

町民の建物にも屋根なり、家の庭等の空き地にパネルを2、3枚張り、自分のところの電気代を賄えるようにすれば、工事費の半額でも補助し、地球に優しい温暖化の対策になると思うがどうか。

南極、北極、アルプス等の氷が溶けて、海水の水位が上がり、海に水没する国もでき、世界の国々や企業が石炭や石油を使わない方向に、各国が一斉に走り出しました。日本の国も水没を防ぐため防波堤をつくり、COP21の割り当ての対策をやらないと大変なことになります。

このような温暖化対策を、町長はどのように思われますか。そのことについて、伺います。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。

本当に、12月に入って、一気に寒さが増してまいりました。新型コロナウイルスのワクチンのほうも高齢者等への集団接種も、今、5日から始まって、皆さん、接種いただいております。

まだ、感染者が次々と発生しておりますので、皆さんも感染対策を十分していただいて、この12月、あと1カ月切りましたけど、新しい新年度が元気に迎えられるように、ひとつご留意いただきたいと思います。

それでは、今日、今回の12月議会におきまして、10人の議員の皆さんからのご質問の通告をいただいております。今日、明日、2日間にわたりまして、それぞれ、お答えをさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、最初の岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、温暖化対策についてでございますが、温暖化対策につきましては、当然、町といたしましても、強い危機意識、関心を持って、できることを、まず、様々なことに取り組んできております。そのことにつきましては、昨年9月の一般質問におきましても、岡本議員からのご質問に対して、お答えをさせていただいたとおりでございます。

今年も、6月後半から、気温が急上昇して、最高気温が35℃前後の日が10日ほど続き、また、7月後半から8月の半ばにおいても、気温の高い日が続いて、何度か線状降水帯も発生をして、集中豪雨による被害もあるなど、異常な気象状況が続いております。

世界に目を向けますと、パキスタンにおいては、6月以降のモンスーンがもたらした例年の10倍以上もの降雨により、国土の3分の1が水没するという、想像できないような甚大な被害が発生をいたしました。

世界では、1890年以降、100年に0.72℃の割合で温暖化が進んでいるとされており、近年は、世界各地で毎年このような地球温暖化に起因する気候変動の影響による災害が多発をしております。

地球温暖化につきましては、環境問題というより、人類の存亡に関わる極めて重大な危機管理の問題ではないかというふうに思います。

地球温暖化対策は、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を目指すもので、「排出量の削減」と「吸収作用の保全及び強化」という両面からの取組が必要となります。

「排出量の削減」のためには、大量生産、大量消費が当たり前であった私たちの生活を見直すことなどで、エネルギーの消費量を減らすことと、主流であった化石燃料から低炭素、脱炭素である再生可能エネルギーに変えること、この2つを実施していくことが求められ、「吸収作用の保全及び強化」のためには二酸化炭素を吸収する森林の保全、管理が求められているところでございます。

まず1点目の役場は温暖化対策ができてきているのかということでございますが、それは、十分に、それができているということではありませんが、これまで、お話を、答弁させていただきましたように、いろんな面で温暖化対策を行う、エネルギーの削減、省エネ等に取組んできております。

地球温暖化対策の推進に関する法律第4条に地方公共団体の責務が規定されており、その第1項では「その区域の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進すること」、第2項では「自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めること」とされております。

自治体には率先した取組を行うことにより、地域の模範となることが求められておりますので、平成31年度に、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画「佐用町地球温暖化対策実行計画」を策定したところでございます。

この計画は、佐用町の全事務・事業を対象とし、2013年度を基準年として2030年度の温室効果ガス排出量削減目標40%削減を目標とした計画でございます。計画に基づき、職員による省エネ行動の取り組みとして、ノーマイカーデーを月に一回実施したり、クールビズ・ウォームビズなどを実践することで、冷房の設定温度は28℃、暖房は19℃に設定、休憩時には消灯し、ごみの分別・リサイクル、節電、節水を行うことなど、率先した基本的な取組を進めております。

町が各種施策、事業を計画する場合に、経済性や佐用町の地域性を生かしながら温室効果ガスの排出抑制と吸収保全の観点から事業内容を再検討し、事業目的と効果的に連携した温暖化対策を図るという視点を加えていくことが重要であるというふうに考えております。

佐用町では、これまでも、温室効果ガス排出抑制に寄与する事業として、町有地を利用した小規模な太陽光発電施設に加えて、申山と秀谷で佐用・IDEC有限責任事業組合によるメガソーラー施設を建設したところでございます。

公共施設の省エネ化にも計画的に取り組んでおり、断熱ガラスの採用、効率のよい冷暖房設備への切り替えや、公共施設の屋内外の照明や町内の防犯灯などのLED化、学校給食における地産地消に取り組み、電気自動車用の充電設備の設置などの取組も、既に実施い

たしております。

また、にしはりまクリーンセンターにおいては、可燃ごみ焼却の熱回収により発電を行い、施設で使用する電力を自給自足し、余剰電力は売電し、施設の運営費用の財源としても活用いたしております。

今年度においては、南光スポーツ公園の照明を更新する事業として、第1グラウンド、これは野球場のナイター照明ですね。テニスコート、公園内の照明をLED化いたします。

さらに、元気工房さようにおいて建設予定の、新しい加工場など2棟の建物の屋根に、太陽光パネルを設置する計画も進めております。

二酸化炭素の吸収作用の保全、強化対策といたしましては、森林の整備に取り組んでおり、間伐材などの有効活用を図るために佐用木材ステーションを整備し、バイオマス発電の燃料としての木材供給も行っております。

今後も、防災対策も含め森林の整備は不可欠であり、町の重点施策として、佐用町森づくり基本条例に基づき、森林整備の促進のため、所有者による経営管理が困難な山林の町有林化を促進し、将来にわたって健全な森林を経営管理するとともに、所有者不明の森林や放置森林を解消することを目的として、令和4年9月1日から森林の買取りによる取得の受付を開始しているところでございます。

次に、2点目の町民にはどのような対策をするよう呼びかけているのか、その効果が出ているのかということにつきましては、地球温暖化の問題は、地球規模の問題であり、住民の皆様にとっては、その深刻さが伝わりにくく、自らの課題としてとらえにくい問題でもございます。

町民の皆様には、ごみの焼却処理・埋立て処分に伴う温室効果ガス排出削減のため、3Rの徹底による家庭ごみ削減と物質循環のため、ごみの分別をお願いをして、これを皆さんにご協力いただいております。

また、地球温暖化対策について、理解を深めていただくため、毎年12月の地球温暖化防止月間には、広報さように関連記事を掲載し、暮らしの中で一人一人が実行できる対策であるエコカーやエコ家電など省エネ製品への買換えや、照明をLEDに換えたり、照明を効率的に使用するなどで、各家庭でできる二酸化炭素排出量の削減について啓発いたしております。

特に、町内には、ひょうご環境体験館がございまして、子供たちを始め多くの町民の皆様には、この施設も利用していただけるような取組を進めるなど、環境問題への理解を深めてまいりたいと思っております。

その効果につきましては、ごみの分別やリサイクルなど、かなり浸透をしているものと思っております。

3点目の体育館や図書館、本庁、各支所等の屋根に太陽光を設置して、役場の使う電気代を生み出したらいかがですかということにつきましては、現在、町の管理する建物においては、太陽光パネルを設置しているところは、町営久崎第2住宅のみでございまして、先ほど申し上げましたように、現在、設計を進めております、元気工房さようの新しい加工場2棟につきましては、屋根の上に太陽光パネルを設置する予定で設計を行っております。

4点目の役場が電力会社に、現在、支払っている電気代は、令和元年、また、2年、3年度幾らぐらい支払っているのかということにつきましては、町が管理している施設全体で、令和元年度1億9,800万円余り、令和2年度が2億25万ということですので、また、令和3年度が2億1,700円余りということで、2億円前後の電気代を、これまで必要になってきておりますけれども、現在、国際的なエネルギーの高騰によりまして、今後、これが大きく値上がりをするような情勢になっております。

5点目の町民の建物にも、屋根なり家の庭等の空き地にパネルを2、3枚張り自分のと

ころの電気代を賄えるようにすれば、それに対しての工事費の補助し、地球に優しい温暖化の対策になると思うがどうかということでございますが、町では、平成 24 年度から佐用町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱の補助制度を創設して、補助金も交付して太陽光の設置を推進してまいりました。

この補助金制度は、平成 24 年度から 6 年間補助してまいりましたが、太陽光発電システムの売電価格が下がってきたこと、また、申請件数も毎年減少したことなどにあわせて、太陽光発電システム設置の普及が進み一定の効果があつたことから、29 年度で、これは、廃止をいたしております。

これからは、太陽光発電だけではなくて、住宅そのものが省エネ性能を備えたものになっていき、さらに蓄電池の設置など省エネ技術も進んでまいります。

そういったことも踏まえて、今後は、新たな技術開発が進められることも予測されますので、必要に応じて新たな再生可能エネルギーの推進策も検討する必要があるというふうに考えております。

最後に、日本の国も水没を防ぐため防波堤をつくり、COP21 の割り当ての対策をやらないと大変なことになりますよと。このような温暖化対策を町長はどのように思っているのかということにつきましては、COP21 では、長期目標として世界の平均気温上昇を産業革命以前に比較して、1.5 度に抑える努力をし、21 世紀後半には温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスをとることが挙げられております。

これを受けて、日本でも 2030 年度の温室効果ガスの排出を 2013 年度の水準から 26% 削減することが目標として定められております。これらの目標を達成するための第一の核となるのは再生可能エネルギーの導入量を増やすことと、様々なエネルギー効率化の追求が必要となります。

町といたしましては、当然、この目標の達成のために、総合的な施策を実施し、努力をしていかなければなりません。これまで、先ほども申し上げましたように、いろいろな取組を行ってきておりますので、それらを、さらに進めるとともに、佐用町の自然的、社会的特性を踏まえた、新たな再生可能エネルギーの推進も検討を、今後する必要があると考えておりますが、まずは、町が町の自然環境を生かした温室効果ガスであります CO₂ の吸収源であります森林の整備にも、特に、力を注いでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長が回答いただきましたけれど、30 日の議会が始まった時にも、町長は申されましたが、1 億 5,000、6,000 万円ぐらいから約 2 倍ぐらいになるんじゃないかということをおっしゃっております。

新聞にも、これ日経新聞の 11 月 30 日ですけど、CO₂削減に企業においても課金ということで、金融機関も、そういう減らすところには金を出すけれど、そういう対策に、ほかのものについては、金、融資しないという言い方をしております。

ですから、大きな城をつくるにしても、大きな石も要り、小さな石もありするんですけど、今、町長おっしゃったように、各家庭におきましては、なかなか、どういうことしたらいいんかということが、各自、分からないような格好でございますけれど、そういう、平成 29 年に、そういうしておった分が、もう打ち切ってやめられたということございま

すけれど、単価が安くなったとしても、電気を使うのであれば、自分とこの分を賄うのであれば、別に単価のことに関係なく、自分とこの使う消費量においては、その庭とか屋根に設置した分で賄えるようにはできるんじゃないか思うんですけれど、町長、この平成 29 年度、もうやめられたというのは、電気料の単価に関係ないんじゃないか思うんです。そこらへんは、どんなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 6年間ほど、太陽光発電設備の、そういう設置について、推進をするということで取り組みました。

これは、国も非常に、そういう太陽光発電について、推進をする、そのために、買取り価格というのを、非常に高く設定をして、一気に推進をしていく方向で、そうした施策が出されたわけです。

ただ、問題は、いわゆる家庭での家、個人のもの、これは太陽光発電を設置するだけではなくて、して、それをうまく家で使っていくという、こういうシステムなんですね。ですから、そういうところで、今の新築されている家、ほとんど、そういうものが、もう既に、1つの建物の仕様として、かなり浸透して、定着してきております。

で、単価も、買取り価格も安くなり、一時、そういう設置を推進してきた、その中で、かなり設置もされたんですけれども、申請者も、ほとんどいなくなってきたと、それは、単価が安くなったということが1つ、裏にあると思います。

それから、なかなか、環境意識だけじゃなくって、やっぱり個人がされますから、費用対効果、そういうものも、やっぱり関連をしてきておると思います。

特に、私が、これをあまり進めなかったのは、一番は、業者、こういう太陽光発電事業者が、いろんなところに電話が入り、各家に、家につけませんか。設置しませんかというような営業をされております。

私は、やはり、新築の場合に、最初から、これを設置するような建物の構造、仕様にして、設置する分にはいいんですけれども、昔の家に、これを設置するというのは、非常に問題がある。それは、設置すれば、太陽光発電は、同じようにするんですけれども、建物の維持管理として、屋根の上に、その太陽光を止めていく、そういう固定する、そういう工事の中で、もう屋根が雨漏りを起こすと。そうした時に、本当に大変なことになるんですね。全部、また、太陽光を取り外さないと修理ができない。

特に、瓦の屋根とか、構造が非常に、普通でも雨漏りがしやすいようなところに、これを、私は、設置するべきじゃないと。(聴取不能)。そういう思いを持っております。

ですから、新築されるものとか、それに適した仕様で、最初から計画されるものは、もっともっと推進していきたいと思っておりますけれども、それはもう既に、皆さん、どこのハウスメーカーも、そういうものは入れております。ですから、新たに作る家ではなくって、以前からの既存の、そういう家屋、建物に簡単に設置をすればいいんだというものではないと、そここのところの問題が、一番、私は、引っかかって、もうこれは、一旦は廃止すべきだということで、こういう制度は廃止いたしました、以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、新しく建てられておる住宅については、暖房いうんですか、窓、ダブルでしたり、温度が逃げないように、いろいろ工夫されて建てられておりますけれど、従来のやつについては、今、町長おっしゃったように、もう古くなって、屋根に設置ができない場合であれば、自分とこの空いた空き地に、駐車場のの上にもするとか、また、そういう空き地に、自分とこが使う分を、ある程度、使う人については、何ぼかの補助でもして、みんなに意識づけ、LED も使ったりするように、何とか、そういう格好でも、みんなが参加してやっていくというふうに、できたらお願いしたいと思います。

太陽光のできておるのかについては、以上でございます。

2 点目の山の買取りについて伺います。

役場が町民の山を購入し、保全していくことは、よいことだと思います。しかし、購入する山は、地積測量なり航空測量をしている分と、していない分があると思いますが、その比率は幾らぐらいでしょうか。

していない山は面積が法務局の面積と違うと思いますが、その時には買取りの時に、どうしていくのでしょうか。

山の買取りは、1 平方メートル当たり 10 円と聞いておりますが、そのとおりののでしょうか。

杉やヒノキが植林している場合、立木密度の出し方はどうして出しておるのでしょうか。

町長は、お元気で 1、2 期は、まだ、やられるんかも分かりませんが、その政策を続行されると思いますが、町長が替わられた後、引き続き、そのようにされるのかどうか。

外国人が金を出して、日本人に山を買わせていると聞きましたけれど、そんな場合の歯止めはどうするのでしょうか。その点について伺います。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2 点目の山林の買取りについてのご質問にお答えをさせていただきます。

山林の町有林化促進事業につきましては、これまで、幾度となく議員皆さんにもご報告をさせていただいておりますが、佐用町森づくり基本条例に基づき、森林整備の促進のため、所有者による経営管理が困難な山林を町有林化することにより、町が、将来にわたって健全な森林を経営管理するとともに、所有者不明の森林や放置森林を解消することを目的として、実施するものでございます。

この事業の取組につきましては、本年度が初年度ということもあり、森林所有者からの森林の申出を、令和 4 年 9 月から 10 月の 2 カ月間に限って受付を、まず、させていただきました。その結果、相談件数は約 240 件、多数のご相談をいただきまして、住民の皆さんの関心の高さがうかがえたところでございます。

その中で、最終的な申請に至った件数といたしましては、寄附が 40 件、買取りが 130 件の合計 170 件の申出を受理いたしております。これらの総面積は約 490 ヘクタールで、買取り金額で、立木も含め、1 億円以上となっております。

当初予算は、まず、3,000 万円で計上させていただいておりますので、今議会において、年度内に取得可能と見込める分について、補正予算により増額をお願いをしているところでございます。

それでは、まず、それぞれ、ご質問に対しての答弁をさせていただきますが、まず、地

籍調査の進捗率でございますが、町域の約3割が完了したところでございます。航空測量につきましては、令和2年度から3年度にかけて、町内全域で実施をしておりますので、地籍調査の終わっていないところは、航空測量の成果から作成した境界候補図を使用し、申出のあった森林の所在を確認をいたしております。

また、議員のご発言のとおり、地籍調査を実施した土地と、していない土地では、その面積の精度に相当の差が生ずるのが現実でございます。公平性の観点からみると、それぞれの土地の境界を確定し、実測面積によって売買すべきところでございますが、これを実施しようとする、相当の時間と費用が必要となり、町有林化の進捗が著しく停滞をしてしまいます。先ほど申し上げましたとおり、本事業の主たる目的は「所有者不明森林の解消」でもありますので、いち早く、所有権を「佐用町」に移転するため、地籍調査を実施していない土地については、登記面積で買取りをさせていただいております。

地籍調査によって、実際に面積が少なくなる土地、山。逆に若干多くなる土地、それぞれありますけれども、それほど、大きく違うということは、まず少ないということであります。

次に、買取り単価についてでございますが、議員ご発言のとおり、町内の平均的な山林の固定資産税評価額であります、1平方メートル当たり10円ということで、させていただいております。

この固定資産税の評価額につきましても、以前にもご説明させていただいておりますけれども、昔の森林の価値で評価額というのが決められたのかもしれませんが、現在の、例えば、集落に近いところとか、そうして、ずっと、北のほうの森林、奥のほうが安いとかという問題ではありません。そういう中で、平均すれば、10円ぐらいというのが出ておりますので、これは、みんな平等に公平に10円ということでさせていただいたところでございます。

次に、立木密度の出し方についてでございますが、立木の買取りにつきましては、樹種及び立木密度により単価を設定させていただいております。立木密度につきましては、航空レーザー測量による森林資源量調査の解析、航空測量によって、本数と高さ、そういうものが解析できるようなソフトをつくっておりますので、それによる解析によって、求めております。

次に、令和4年度の買取り見込みでございますが、譲渡の申出をさせていただいた方の中には、相続の未了など、前提の登記が必要な案件も多くございます。今年度につきましては、所有権移転登記が年度末までに完了できると見込まれる申出の方から事務を進め、今議会で上程いたしております補正予算を加えて、6,000万円分、面積で、寄附も含めて、約250ヘクタールという面積、山林を見込んでおります。

この制度は、全国的に見ても、先駆的な取組でございます。国や県からも注視されているほか、県内外の自治体からの問い合わせも、多く寄せられております。また、林野庁や県からは、その先駆性と妥当性を認められており、応援をいただいているところでございますので、私個人の任期などという問題ではなくて、町行政の施策として、要綱で定める10年間は、当然、これを継続し、進めるべきものであるというふうに、私は、考えております。

最後の質問に対してでございますが、外国資本による日本の山林の買取りを制限する方法ということはありません。この外国人の方に、日本の不動産、特に、森林等が売却されているという、この危機感は、私も非常に以前から持っておりますけれども、法律上、日本の法律では、制限する方法が、今のところないということであります。

しかし、そうする前に、本町におきまして、本制度による町有林化を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、森林所有者の皆様におかれましては、趣旨等を十分ご

理解をいただいて、森林を手放される、もう管理ができないという状況の方には、町への譲渡を、ぜひ検討をいただきたいというふうに思います。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長がおっしゃったように、いわゆる佐用町が頑張っ、町名義の山にしたとしても、国が全然、そういうことでなければ、新聞やテレビで皆さんご存知のように、北海道とかあらゆるところで、中国資本とかが入ってきて、名義が変わってきております。当然、危機感持たんとあかんと思いますが、国としても、私らに言わしたら、だらしがないと思いますよ。こんなんね、いち早く、こういうことをストップさせんと駄目だと思います。

それと、聞きますが、課長に聞くんですけど、立木が、やっぱり年々大きくなって、木が、枝が落ちたり、葉っぱが落ちたりして隣接者に迷惑をかけていくような場合があると思うんですけど、そこらへんの対策としては、どのような対策をされますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、井土課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

枝葉で近隣に迷惑、葉っぱが雨と一緒に流れ出るとかということはあるかと思うんですけども、そこまでの対策となると、なかなか、支援するにしても限界があるというふうに考えております。

今、町でご用意させていただいております制度と言いますのが、大きな木、比較的大きな木で、倒木の危険があって、倒木すると家とか近隣に損害を与えるような、そういう可能性がある時の処理を、伐採なりをしようとした時に、半分助成させていただくという制度を設けております。こちらのほうを活用していただいて、未然に、そういった災害を防ぐということに取り組んでいただきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） その持ち主が、やっぱり、隣接の家へ、家屋があった場合、当然、切って、自分とかが、ある程度、そういう痛みを伴わないと、これ事実、早瀬でも、そういう、街へ出てしまわれて、木が大きくなって、隣接の方が枝や葉っぱが落ちて来て困っておったんですよ。そういう場合もあるし、上月のほうでも、やはり道路に面して、言ったら、その人は、自分とこはようやらんけど、その要った費用を、私、出させてもらいますと、持ち主がですよ。ですから、そういうふうに、当然、せんとあかんと思うんですね。

ですから、そういう問題が起きた時に、そんなん、どう言うんですか、前の神戸市からみえた、横野職員、図面見せて、ちゃんと、こうなっていますとか言って説明もしたけど、

あと引継ぎがなかったんかどうか、全然、分かりません。自治会長に聞いてくださいとか、そんなことで、自治会長、分かるのかな。

それから、今、税務課長おらんけど、そのために固定資産税取っておるんでしょう。自分とこの図面も分からんって、そんなばかなことないですよ。どない思います。

議長（小林裕和君） 岡本議員、通告にあまり逸脱しないような質問してくださいね。

11 番（岡本義次君） 逸脱しておれへんがな。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 森林の管理が、こうして個人が、もう誰もできない。だから、そういうことがあった時だけ、その方に、ちゃんと責任を持って管理をなさいと言っても、現実、どこの山においても、誰もができていない状況の中に、その方だけに求めるというのは、なかなか難しいでしょう。実際。

ですから、そういうことで、町も公的な管理をしなきゃいけない。だから、県においても、森林環境税、緑税なんかを徴収しながら、里山の整備とか、それから、今回の森林環境税、こういう制度もつくって、やっぱり公的に、もともと、公的な資金をもって、財源でもって管理をしなきゃいけない時代になっているということなんですよね。

ですから、先ほど、課長が申しましたように、そうした、本来は、個人が管理していたかなきゃいけない。危険なもの。意識の高い人、そういうことが、ちゃんと問題意識として持たれる方は、まだ、そうした制度を使って伐採をして、事前に、そうした危険をなくしたり、影になっておれば、それを切って影になるところを、影を、そういう迷惑をかけないようにというようなこともされる方もいらっしゃいます。その方に対して、そうした補助金を使っていただいているのが現状です。

ですから、面積が、誰が持っているのか、そういうことも、もう分からないような状況になっているから、こういうことをしましようということを言っているんですから、一つ一つだけの問題を取り上げて、これを、どうするんだ。どうするんだと言われたって、それは、そのことで、1つは解決するんかもしれませんけども、これからの長い将来、これからの時代を考えた時に、こういう山林や土地の問題というのは、こういう制度を一つ一つ、新しい制度を取り組みながら解決をしていかなければならないということをご理解いただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） どう言うんですか、山の場合は、少々、枝が落ちたり、葉っぱが落ちても、何ら問題ないですよ。そやけど家がある場合は、そういうふう困っておるからいうことを言うておるんですよ。

ですから、税務課長もおってないんやけど、そして、神戸市の横野職員の場合は、ちゃんと、図面も見せて、こうなっています。ああなっていますと説明したけれど、横野職員が神戸へ帰ってから、後の人へは引継ぎができておるんかいうこと、そこらへんも、全

然、図面がありまへん。知りまへん。自治会長やってくださいって、そんなことを、自治会長分かるわけがない。そこらへんだけ、強く申し上げます。うん。

ですから、僕、1つずつにじゃなくてね、役場のことを、そういう事務局長までされた方が、勝手な時だけ逃げてしまって、そういうことあかんです。と強く申します。

あとの、職員の勉強会はできているのかの中でも、ちょっと、そういうこともお話させていただきませうけれど、やはり、そういう町民に対して、困らすようなこととしてはいけなうと思ひますから。はい。

そしたら、山の買取りについては、以上とさせてもらひます。

職員の勉強会はできているのかということに入らせていただきます。

先日、令和4年10月18日の日本経済新聞にも、こういう記事が出ていました。

コロナ交付金不適切と新聞に載り、国の会計検査院が水道代の公共施設に対する減免は目的外使用と言っています。そして、国から交付金で佐用町は水道代の3カ月分から1カ月増やして4カ月を減免しました。佐用町では、公共施設を対象にしていなうのでしょうか。

それから、商品券等の換金のために交付した前払い金、商工会などに滞留、佐用町でこんなことがあるのか、あるとすれば幾らあるのでしょうか。

信用保証料補助の中で企業の融資金返済で不要になう補助金が自治体側に滞留、佐用町役場ではこんなことはあうたのかどうかを伺ひます。

水道代にと話が出た時に、私は、総務課長にも申し上げましたが、職員で、そして、再任用と約550人ぐらひの職員がおります。明日の佐用町がよくなるように、勉強会でもされなかつたのかと伺ひました。

町民から電話がかかり、その時に、農林振興課、税務課とか、支所で、自分の名前も言わなう人がおります。ですから、ちゃんと、そういうようなことも含めて指導しておるのか。

そういう、今、ここに書ききれなう部分が、まだ、ありますが、それは、また、おいおい出させてもらひますけれど、議長、そこらへんは、ちょっと、その中で、対処させてもらひたいと思ひます。

以上です。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、職員の勉強会とかできているのかということについてのご質問にお答えをします。

まず、今回、当町は、会計検査院による検査を受けておりませんが、報道にありまうような新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業において、今般の会計検査院が検査した24都道府県965市区町村の令和2年度の実施について、検査の結果指摘された事項ということで、お答えをさせていただきます。

ご質問にもありまうとおひ、検査の結果、水道料金等の減免事業、商品券等の配布事業、信用保証料補助及び利子補給事業等について、会計検査院からの指摘があうたということでござひます。

まず、水道料金等の減免につきまうしては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民生活や地域経済の支援として、令和2年度に交付金を活用して水道料金の減免事業を実施してありますが、減免対象から公的機関を、除外をしておりまうして、検査院の指摘には

該当いたしません。

次に、商品券等の配布事業につきましては、新型コロナウイルス感染症により、下振れになった地域経済の活性化や町民生活への支援として「さよう元気な暮らし応援券」を発行いたしておりますが、換金事務については商工会へ業務委託をしており、換金にあたっては、取扱店の皆様の負担軽減を第一に考え、町内4つの金融機関窓口において、毎日換金手続きができるようになっております。このように、いつ、幾ら必要になるかわからない換金に、毎日、即座に対応するためには、あらかじめ全ての金融機関に換金用の資金を準備しておく必要があるため、商工会などに滞留するようなことはございません。

本町においては、商品券のプレミアム分にあたる補助金を売上実績に応じて2回に分けて商工会へ概算払を行い、最終の換金実績に応じて実績報告とともに清算をしており、指摘事項には該当するものはございません。

次に、信用保証料補助及び利子補給につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中小企業等への資金繰り支援として実施するものでございますが、信用保証料補助の制度は本町にはなく、本交付金を活用して、本補助金の交付は行っておりませんので、該当はいたしません。

次に、この交付金の活用について、水道代の軽減という話が出た時に、岡本議員から総務課長に「明日につながるように、職員そして再任用、合わせて550人いるわけであるから、明日の佐用町がよくなるように勉強会でもしたらどうか」という話があったそうですが、本交付金の使途につきましては、原油価格の高騰をはじめ電力・ガス・食料品等価格高騰による住民の生活支援及び事業者支援が目的でございます。コロナの感染拡大に伴う財政需要を鑑みながら、町民の皆様が、今、必要とする事業について、全職員から提案募集を行って精査をした上で、議員の皆様にも、当然、ご説明をし、議案として提案をさせていただいて、同意していただいた中で実施をしているところでございます。

また、交付金の使途等について、職員を集めて、そうした勉強会等は特段実施はしておりませんが、グループウェア上において、逐次、情報の共有をし、そうした事業に対しては、各課から、それぞれ提案をさせて、その中で、十分検討した中で実施をいたしております。

次に、町民から電話がかかり、その時に、自分の名前も言わない、挨拶もしない職員が大部分である。今、議員の、そこでのお話の中では、職員がいるというように言われましたけれども、通告には、職員が大部分である。ちゃんと指導をしているのかについてでございますが、岡本議員は、何を根拠に、大部分の職員が、そのような職員なのか、そのように断定をされるのか、これは、私には分かりません。どのような調査をして、そのような職員に対して、大部分の職員が挨拶もしない、名前も言わない、そういうふうに行われていることについては、私は、そうは思っておりません。

少なくとも、そのような職員が大部分であるというふうには思っておりません。

ただ、そういう職員の中にはいるかもしれません。当然、もし、そのような事実があれば、その都度、職員名等具体的に内容をしっかりと総務課長なりに教えていただければいいわけでありまして。その都度、具体的な内容が分かれば、事実確認を、ちゃんとした上で、しっかりと職員指導を行ってまいります。

いずれにしても、電話での町民の皆さんへの対応や接遇マナーは基本的なことでありまして。私も朝礼や課長会等においても、たびたび、そのように、しっかりと接遇マナーを守るように、そういう指導はいたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上、質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、岡本議員。

11 番（岡本義次君） 私がね、役場へ電話入れた時でもね、町民の方からも、そういう声をよく聞いて、農林振興課へかけても、私は、農林振興課はもの言えへん。誰ですかって、総務課へかけても、そうやって総務課ですって、総務課もの言えへんって、ちゃんと、名前言うておかんと、次の方が、その日に休んでおったり、そして、また、例えば、Aさんに言うておって、話をしておって、次の日に調べて、Aさんおってかって言うても、すぐ言えるでしょう。名前聞いておったら。それが、また、1 から話したら、せんとあかんようになるんですよ。そやで、そこらへんを言うておるんです。

事実、私、かけた折、担当者の方に聞いてもらっても分かりますが、税務課へかけても、税務課ですって、税務課もの言えへんって、税務課の誰ですかって、私、ずっと、そういうこと、何回もありましたよ。名前まで、また、言うてくれと言うんだったら言いますけれどね。

だけど、そういうこと1つとっても、やっぱりちゃんと、町民に対して、役場へ来られる町民はお客様ですよ。企業で言えば。用事があってみえておるんですからね。ですから、ちゃんと、そういう受け答えも含めて、言ってもらいたい。

そして、今、さっき申しあげました神戸市の横野さんが帰った後、図面なんか、ちゃんと見せてやり取りしておったけれどね、その後の人は、引継ぎができていなかったんかどうか、図面もありまへん。分かりまへんって、そういうこと自体がおかしいだろうと言っているんですよ。うん。

それから、ここに書ききれんことですが、今、コロナで、たくさんの方が、特老なり施設でかかっていますね。そして、亡くなったりしておりますが、どこの施設で亡くなった。どこの特老で、そういうことは、こういう場では言えませんよ。当然。役場も、そのことで。そやけど、そういう世話する介護の人もね、手薄になったりしておりますけれど、その手薄になった時にね、県とか、ほかのかかっている施設から応援とか、そんなん、課長がもろておるんですか。来てもらっておるんですか。そこらへん、どないですか。そういう勉強会もしたんですか。

議長（小林裕和君） お答えできますか。

11 番（岡本義次君） 担当課長。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 担当課長、指名ですけれども、少なくとも、朝陽ヶ丘荘で、そういうクラスターが発生をしました。それは、町にも、こういうことになっていると連絡があります。ですから、ここは、朝陽ヶ丘荘は、県の福祉事業団が経営をされております。ですから、当然、応援が必要であれば、それは、応援する体制を取りますということで、担当課長も、当然、その担当者と話しています。

しかし、朝陽ヶ丘荘としては、いろんなところから応援が入っても、かえって、逆に感染が広がったり、非常に難しい、その中での管理が難しいので、できるだけ自分たちで、当然、対応しますと。だから、中で対応して、この2日の日に、大体、これで全て終結しま

したと、対応したわけですから。

県の施設です。町の施設ではございません。県から、そういう要請があれば、ちゃんとやります。課長も。それは、今のところ必要ないということだったから、していないだけです。何のために、そのための勉強会をするんですか。その必要ないでしょう。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） こういう問題がね、コロナがごつつう流行して、みんなが亡くなったりしていきよる中で、当然、その介護する人も手薄になって、ほな、そういう場合は、どうしたらええんかということ、各担当課長も含めてね、やっていっておかんと。

それは、たまたま、町長が朝陽ヶ丘荘という名前を出されましたけれどね、ほかの特老とか、ほかの施設でもあるわけでしょう。それは、こういうテレビの中で、名前は言えんのは分かっていますよ。また、私も聞こうとしませんけれど、そやけど、そういう手薄になった介護の職員が、それで足りておるのかということで、その今、言った、町長は、自分とこでやりますということをおっしゃいましたけれどね、ほかにもあるんでしょ。それは。

ですから、そういうことを、みんなで、やっぱり勉強して、どうしたらええんやということ、やらんとあかんということをおっしゃるんですよ。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） こういう事態になれば、例えば、鳥インフルとか、そういうものもあります。コロナだけではありません。自分とこの、その組織、事業所だけではできない。また、その県だけではできない。それは、当然、応援をしてくださいとか、いろんな連絡はお互いに日頃からやっています。当然することはするのは当たり前じゃないですか。そういう要請があれば、できることを町も。

でも、町ができることをするのに、事前に、こういう状態だから、職員集めて、どうするんだという、何の勉強会をするんですかということ。勉強会する必要もない。勉強会じゃなくって、必要なことはやるということですから。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） その必要とすることを、やっぱり、みんなが共有して、知っておかんとあかんということをおっしゃるんですよ。

それとね、ほな、私、この前も、ちょっと、奥海とか、上石井のほう行ったら、さよさよサービスありますよ。そやけどね、朝昼晩ぐらいの車が 10 人乗りを、奥海からと、大酒からとか、各、江川は江川号でやられておりますけれどね、買い物も行かれへん。そして、桑田さんがやめられたいうのを商工観光課長は知っていますか。もう店閉められて行っていませんよ。ほなら、買い物もできなんだらどうするんですか。そういうことも含めて、やっぱり勉強してやらんとあかんということをおっしゃるとんや。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

〔岡本義君「とめてくださいよ。こういう中で、やっぱり、そういう」と呼ぶ〕

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、岡本議員。

11 番（岡本義次君） そういう町民が困ったことを、やっぱり、みんなが共有して、したらんとあかんということを言うておるんですよ。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、議員からの、そうした指摘もあり、そういう時にも、町もちゃんと必要なことは動きます。

具体的に、そういう各、それぞれの地域に移動販売車でしていただいた方が、それは、もう、この事業を 11 月末をもってやめますということは、これは担当課も、当然、それは知っていますし、報告も受けています。そのために、じゃあ、どうしたらいいかということも、一生懸命、いろいろと、その後の対策も考えてやっています。

何も、その何もやっていないように言われるんじゃないかって、少なくとも、できることは、どうしたらいいかということ、やっているわけですから、それは、その担当課としての努力、そういうことを、しっかり見ていただきながら、何も考えずに放置しているんだったら、そう言ってください。そうじゃないんですから。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、岡本議員。

11 番（岡本義次君） いや、町長、怒るように言われますけれどね、実際、ほなどうなん。海内や桑野や奥海に待っておる人、ほなどうするんや。みんな、その人らも、生活かかっておるんやし。

議長（小林裕和君） 岡本議員、職員の勉強会、多分、研修会のことだと思っんですけども、そういう趣旨に則って質問をしてください。

11 番（岡本義次君） いや、この中に入っておるんや。書ききれんから言うておるんや。

議長（小林裕和君） いやいや、書ききれんなら、通告でないことになりますから。その範囲内で質問をしてください。

もう一度されますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 実際ね、町民は、そういうことを、皆さんが、みんなが、どがいしたらええって、ほな、町長がやっていますから、していますからって、ほな、どういうことをやっておるんですかな。それは。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それに代わる、強制的に、これは個人の事業、商売の問題です。商売をされている方が、商売が成り立たない。事情によって撤退されるの、これやむを得ないじゃないですか。

それを、じゃあ、町が代わって、町職員が持って回って売るといようなこと、そういうことは、なかなかできません。当然できません。

だから、それに代わる方法として、今現在、実施していただいている人に、何とか、そういうところにも回っていただけないかという話も、そこにしています。だから、全部行けないかもしれないし、なかなか、全部に、それが広い範囲ですからできないかもしれません。しかし、それは、できることをやっていただきたいと、そういう生活をして、実際、待っておられる方もいらっしゃることは、十分、十分知っているわけです。だから、こういう制度も町はつくっているわけですから。

それによって、新たな、それは、そういう事業をやっていただける人を探しています。

でも、なかなか、もともと撤退されるような状況で、実際、1回、停まって、売上げが1日に1万円もないような、そんな事業なんですから、それは、なかなかできません。ボランティアでやれなんて言っても、それは無理です。それをやれる。どうしても、そこまで、議員言われるんだったら、自らやりますか？やれないでしょう。

そういう事業であっても、町としては、やっぱり、住民の皆さんに、何とかということで、担当課のほうも努力はしています。以上。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、岡本議員。

11 番（岡本義次君） やっぱり、そういう運転できない人の足の確保も含めて努力してください。

やっぱり、みんな生活かかっておりますので、それは、町長が言われているようにボランティアでやってくださいと言われてますけれどね、私らは、私らなりに、ボランティアもやっていますよ。弁当を配送したり、いろいろなことを含めて。うん。以上です。

はい、終わります。

議長（小林裕和君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、10 番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利議員。

〔10 番 廣利一志君 登壇〕

10 番（廣利一志君） 10 番議席、立憲民主党の廣利でございます。

役場職員の働き方改革と勤務環境の整備を問う。

コロナの感染拡大は、その後の現在に至るまで、コロナと付き合いながらの生活、特に役場職員にとっては、その仕事の質、サービスを落とさないということを問われているというふうに思います。

さらに、国内全般にとっては、デジタル化の遅れ、労働生産性の低さ、有給休暇・育児休業の取得の低さなどが国際的にも際立ち、その改革と取得への取組が問われているように思います。役場の仕事についても同様であるというふうに思います。

最高のサービスを今後も提供するために、職員採用の強化、人材の育成が、もちろん大事ではありますが、魅力ある職場を目指す取組を町長、副町長、教育長のみならず管理職全員を含めて行っていくことこそ必要であるというふうに思います。そんな点を踏まえながら以下の項目について、町長の見解を問います。

1、毎月、定例開催の安全衛生委員会において、有給休暇・育児休業の取得、超過勤務の縮減、メンタルヘルスを含む職員の健康について実態把握と協議がされているのか。その開催と結果についての周知の徹底はどのようにされているのか。

2 点目、超過勤務については、部署もしくは担当職員において偏りがあると思われるが、職員の追加配置、仕事の進め方の見直しなど、改善策をどう講じているのか。

3 点目、ICT などの活用等で業務改革が急がれるが、特に新設課などへの民間人材、高レベル人材の採用は考えているか。

4 点目、会計年度任用職員の待遇改善について、ひまわり労組の要望に応えられているか。

以上、後の質問、再質問については、所定の席から行いたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

役場職員の働き方改革と勤務環境の整備についてのご質問でございます。

まず、最初に質問の趣旨ではないかもしれませんが、勤務環境の整備ということにつきまして、ハード面につきましては、合併後、非常に老朽化していたり、非常に職場が狭かったり、事務所がですね、そういう状況の中で、役場庁舎等の整備というのを、順次、計画的に行いました。

来庁者の皆さんにも、また、職員も気持ちよく対応ができる。また、働ける環境整備というのをやってまいりました。そのことは、まず、最初に申し上げておきたいと思ひます。

それでは、ご質問について、順次、お答えをさせていただきますが、毎月、定例開催の安全衛生委員会におきまして、有給休暇・育児休業の取得、超過勤務の縮減、メンタルヘルスを含む職員の健康について、実態把握と協議がなされたか。その開催と結果についての周知徹底がどのようにされているのかということについてでございますが、毎月 1 回開催しております安全衛生委員会では、主に職員の時間外勤務や病気休暇の状況、労働災害・公務災害があった場合の報告など、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に定められた付議事項の調査・審議を行っております。委員会で指摘のあった事項については調査を行い、

業務の見直しや事務分掌の見直しを適宜行っております。開催後には、議事録を作成し、グループウェアの掲示板において全職員に周知を行っているところでございます。

次に、超過勤務については、部署もしくは担当部署において偏りがあると思われませんが、職員の追加配置、仕事の進め方の見直しなど改善策をどう講じているかというご質問でございますが、議員のご指摘のとおり、担当職員等によって、当然、偏りが出てくるもので、状況であります。業務の特性上夜間での会議が多い担当や、緊急の現場対応を要する担当等、やむを得ない事情に起因するものが多くなっております。

また、現在はマイナンバーカードの申請受付やポイント付与をするための事務が急増しており、特別な事業の推進のために一時的に増加をする場合もございます。

時間外勤務の状況につきましては、毎月職員毎の時間数を確認する中で、特に多い傾向にある職員の所属長には必要に応じて、その内容確認を行うとともに、先ほど説明をさせていただいた安全衛生委員会でも各課室の状況を周知するなど、対応に努め、削減に、また、努めているところでございます。

また、毎年11月には人事ヒアリングを実施して、現状や次年度の業務量を見越した人員配置の要望について各所属長からの聞き取りを行って、人員配置の改善に努めております。

仕事の進め方の見直しにつきましては、兵庫県自治研修所や播磨自治研修協議会が実施する業務改善研修や事業見直し研修に参加し、職員一人一人の意識向上やスキルアップを促すとともに、今後は文書管理システムの導入による電子決裁やファイル管理の適正化に合わせ、デジタル技術を活用した改善にも取り組んでまいります。

次に、ICTなどの活用等で業務改革が急がれるが、特に新設課などへの民間人材の採用は考えているかということについてでございますが、今年度から情報政策課を新設し、今後、本町において自治体DXを推進するに当たり専門知識を有した職員は必要不可欠と考えております。そこで、現在考えておりますのは、一般職をデジタル専門員として育成する方法と、専門職を採用する方法、民間業者に委託する方法の3つでございます。

まず、一般職をデジタル専門員として育成することにつきましては、メリットとしては、人事異動により他の業務も経験させることが可能でございますが、一方で専門的知識を習得するのに時間がかかるデメリットもございます。来年度におきましては、先進自治体のノウハウを学ぶために、神戸市役所のDX担当課に1名の職員を派遣する予定でございます。

次に、専門職を採用する方法でございますが、専門知識の高い職員を採用することで、短期間で業務を遂行できる一方で、採用から退職まで長期にわたり継続して同じ業務をすることに理解のある人材が集まるのかという不安や、将来的にDXの推進が一定程度完了し、業務が減少した場合にどのような業務を担当させるかといったような課題もございます。

また、民間業者に委託する方法は、即戦力として業務が遂行できる一方で、委託料など、かなり高額となることも想定をされます。

それぞれ、一長一短がございますが、それらのことを複合的に取り入れ、国の動向にも注視しながら、佐用町にとって最も有効な体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

最後に、会計年度任用職員の待遇改善について、佐用町にあります、ひまわり労組の要望に応えられているかと、質問でございますが、ひまわり労働組合からの現在の要望事項の主なものとして、賞与・給料表上限号給・病気休暇日数の見直しなどがあげられます。これらにつきましては、国家公務員の会計年度任用職員をベースに条例等に定めているものでございますが、要望の中には、正規職員の処遇をベースにしたもの等もあり、要望どおりとならないものも当然ございます。

一方で、最近の動向といたしましては、育児休業の見直し、最低賃金改定に伴う支給号給の見直し、人事院勧告に伴う給料表の見直しや遡及適応等、国の対応に遅れることなく実施することはもちろん、近隣他市町の状況も踏まえて可能な限りの処遇改善に取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣議議員。

10 番（廣利一志君） 安全衛生委員会につきましては、私も過去 2 回一般質問で取り上げております。平成 26 年の 12 月、それから、平成 27 年の 6 月の議会で取り上げさせていただいています。

それで、少し、中身について、ちょっと触れて、町長の見解も、担当課の見解もお聞きしたいなというふうに思うんですけども、まず、安全衛生委員会は、毎月、定例開催ということで、平成 26 年、平成 27 年に、私が質問した時には、近隣では、そういうふうに毎月というのができていないところもあるということで、毎月が定例開催されているのは、今後も、それは継続してほしいなというふうに思うし、今も思っております。

で、メンバーが、安全衛生委員会のメンバーですけれども、産業医の方がメンバーです。お医者さんがメンバーです。任務としては、いろいろ産業医に課せられる任務というのがあるんですけども、まず、職場についての巡視というのがあったり、それから、ヒアリングとかあるんですけども、具体的に、例えば、この直近の例でかまいませんので、毎月のテーマのようなものが、多分あったというふうに思うんですけども、そのあたりが、その直近の例でいうと、その産業医から特に、そういうヒアリングとか巡視とかされたのかどうか。

あるいは、この数カ月で構いませんので、どういうテーマでされたのかなと、そのあたりを、ちょっとお示しをいただければなというふうに思います。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

先ほど、遵守と言われたんですけども、多分、巡視かなというふうに理解しております。

産業医の任務としては、最近といたしますか、数カ月前より、委員会のメンバーで、新たに入ってきていただいております。その中で、当初ですけども、職場を、それぞれ産業医の方が見て回っていただきまして、その職場の周辺で問題があるようなところは、こういうふうに改善したらいいというふうな事細かな指示がございました。それを、ずっと就任されて以来続けられていると思います。

それと、テーマと言われておりますけども、特に、テーマというのはございません。その会議の中で時間外が多い職員。それと、病気休暇で長期に及ぶような職員に関しまして、その中で、どう対応するかといったような意見交換をしているというような状況でございます。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 産業医の役割と、それから、直近の状況について、今、課長のほうからご説明もありました。

それと、平成 26 年と平成 27 年の時に聞いたのは、安全衛生委員会と、それから、メンタルヘルスの問題を質問させていただいたんですけれども、その時に、役場におられる保健師の皆さんが、窓口のような形だという、確か答弁もあったと思うんですけれども、役場の中で、同僚であり窓口というのが、なかなか、ちょっと、難しいところもありますので、そのあたりを、どう克服しながら、スキルアップですね、特に、指導というか、そのあたりを、どんなふうに取り組んでおられるのかなど。保健師の皆さんも難しいと思うんですけれども、いかがですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

保健師のスキルアップの件でございますけれども、それにつきましては、特に、スキルアップを目指した研修等は行っておりません。

ただ、業務の中での経験で、年とともに経験を積んでおられますので、そういった経験と知識をもとに、対応しているということでございます。

メンタルヘルスにつきましては、毎年、休業、もしくは休暇を取っているという職員がでございます。そういう職員に対しましては、保健師を通じて相談をしたり、当然、その場合でありましたら、専門医の先生のほうにも相談するという形で、保健師だけではなくて、専門の外部の医師の方の協力を得ながら対応しているということでございます。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） この安全衛生委員会の開催の周知徹底ということなんですけれども、平成 26 年、平成 27 年に質問した時には、こういうふうな答弁がありましたんですけれども、要するに、周知徹底については、あるいは、安全衛生委員会で協議した内容については、総務人事室に回覧簿か何か、そういうものがあって、そこで見ていただくというような答弁だったんです。

で、いや、それは、やっぱり周知徹底には至らないから、メールで、全職員が徹底するようという話で検討するというので、今、されているということなんですけれども、もう一歩進めて、町長も、ちょっと触れていただいたんですけれども、各職場で、その前後、要するに、安全衛生委員会が開催されて、開催されるという通知もあるでしょうし、開催されたということについてもあると思うんですけれども、その時点で、やっぱり、各部署部署で、ちょっと、そのことについて触れるというふうなことをされているところも、されていないところもあるかも分かりませんが、そのあたりは、いかがでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

通知につきましては、パソコンを利用して、掲示板というサイトがございますので、そこらを通じて、安全衛生委員会で協議された内容を取りまとめておりますので、その取りまとめた内容を掲示板に掲載して、パソコンは、ほとんどの職員が持っておりますので、それを見るという形で、安全衛生委員会の内容を知ることになります。

ただ、それを、どのように利用するかということになりますと、当然、関係ある部署、当然、関係あると言いますのは、例えば、時間外が特に多いとか、メンタルでの職員がいるとかいうような部署につきましては、その都度、打合せ、対応するような形にはしておりませんが、それぞれで、対応策等協議しているのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） そこ、課長の答弁は、各職場での状況については、把握されていないというふうに思いますので、ぜひそこは、超過勤務とか、それから、休暇、介護休暇とか、いろいろメンタルヘルスとかあると思いますので、そこは、まず、総務課が、ちょっと、そこは確認なり、各部署での周知徹底というのは、やっぱり状況どうなのかというふうなところは、せめて、ちょっと、つかんでいくような形をしていただきたいし、やっぱり周知徹底ということについては、常々、総務課は、やっぱり心配りしていただきたいなというふうに思います。

それで、超過勤務の件ですけれども、町長もお認めになりましたように、部署によってはあるということです。

それは、やっぱり、例えば、年末調整の時には、税務課が、税務課だけではないでしょうけれども、集中して仕事量が増えてくるというのは、よく分かっております。

で、例えば、今年度に限って言いますと、間違っているかも分かりませんが、特定の部署というところでは、やっぱり農林振興課。それから、住民課。それから、企画防災課。偏りというのは、そういうところに偏りがあるのではないかなというふうに思うんですけれども、その点については、そういう理解でしょうか。

あるいは、いや、それ間違っているよということでしょうか。いかがでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 今、手元に令和4年度の時間外勤務手当の実績がございます。

言われるとおり、その実績を見ますと、企画防災課、農林振興課等が多いというふうな結果が出ております。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） それぞれ、やっぱり、例えば、農林振興課が、先ほど、質問でも出ていましたように、山の買取りということで、件数も想像を超える件数で、さらに、また、それは続くように思います。それは、それだけに限らないかも分かりませんが、そういうことで超過勤務と。

で、農林振興課の特定の職員に、もしかしたら偏っているのではないかなど。

あるいは、住民課は、やっぱり、全般に窓口へお見えになる方が、昼休みも、あるいは、夕方近くもお見えになったり、あるいは、今はマイナンバーカードということが、いろいろ新聞等でも取り上げられて、超過勤務というふうな形になっている。

企画防災課は、今年度に限らずということですけども、そういう超過勤務。

だから、ちょっと、そのあたりを、踏まえながらですけども、追加配置ということについては、何か、お考えはあるんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

町長の答弁にもございましたように、人事ヒアリングというのを実施しておりますので、その中で、業務量を把握しております。

職員を極端に増やすということもできませんので、今いる職員の中で、いかに配置をするかということ協議する中で、当然、多いところ、偏っているところには、増配ということも考えられますし、業務量によっては、会計年度任用職員を採用する等、調整するようにしておりますので、ちょっと、極端な増配というのはできませんけども。それと、年度途中での増配は、ちょっと、難しいかなというふうに考えておりますが、内容によっては、会計年度の途中任用というようなことも検討できると思いますけれども、そういった形で対応を考えております。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） ちなみにですけども、人事ヒアリングということで、先ほどの農林振興課、それから、住民課、企画防災課、認識はいかがなんでしょうかね。その追加配置等について、あるいは、超過勤務の状況について、どういう把握でしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 農林振興課におきましては、議員おっしゃられるように、今年度から町有林化促進事業というものを、新たな事業の取組ということでございまして、年

度当初から1名の増員をしていただいております。

当初、神戸市から派遣いただいていた職員が9月末で帰庁されましたので、実質、途中で、1名減となって、ちょっと、やりくり大変だなと思っている中で、先ほど、総務課長が申し上げましたとおり、会計年度任用職員を11月から採用いただいて、今、回っておりますのでございまして、町有林化促進事業におきましては、特段、ものすごい時間外、当然、日中に相談業務多数ございますので、若干、時間外に事務処理しないといけないこともございますけれども、今の段階では、さほど多くなく、事業を推進できているというふうに考えております。以上です。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えさせていただきます。

住民課におきましては、議員がおっしゃったように、ただ今、マイナンバーカードの手続きについて、お客様がたくさんお出でいただいております。

そのことによりまして、日常、昼間の業務につきましては、なかなか手元ですることができない部分もございます。それで、時間外にする場合もございます。それにつきましては、7月から会計年度任用職員を1名配置していただきまして、マイナンバーカードの手続きにつきましては、業務をしていただいているという状況でございます。以上です。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） はい、失礼いたします。

企画防災課のほうですけれども、恒常的に時間外が多いというようなご指摘もございましたが、理由は大きくは2つあるかと思っております。

1つは、ご承知のとおり、地域づくり協議会の振り返りの取組に、今、重点的に平成30年度から取り組んでまいりました。やはり、地域の皆様のところへ伺おうとしますと、夜の会議等が非常に多くなってまいりますので、そういった面で時間外が多くなっているというのが1点でございます。

それと、これは、近年だけのことではございませんが、やはり、休みの日の行事ごとがございます。管理職でありますと、私や両室長におきましては、当然、時間外ということはないので、振替等で対応いたしますが、職員につきましては、やはり振替ばかりたまって消化できなくなってしまうので、どうしても、やはり、この時間外対応ということになります。

その2点が、大きい理由かなというふうに思っております。

これに対する対応なんですけれども、昨年度の人事ヒアリングで、私も参加をさせていただきました。総務課のほうも、よく事情はつかんでおられるし、こちらのほうも、現状説明させていただきまして、本年度4月から、振り返りの取組に、特に、集中というか、対応するために1名増員をいただいたところでございます。

あと、もう1点、全庁的に対応するだけではなくて、やはり課内、室内で対応するために、昨年度の途中からでしたか、今年度だったか、ちょっと、記憶定かではございませんが、勤務管理システムを導入をいただいております。これによって、各課長、あるいは室

長が、どの職員に時間外が偏っているかということが、すぐに把握をできるようになっております。ですので、課内あるいは室内で事務分掌を考える、あるいは手伝いをする。こういったことにも、こういうシステムは生かしてまいりたいなというふうに考えております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） その追加配置についてですけれども、確か、年度途中は追加配置しない。できない。

しかし、今、お聞きする中では、追加配置がされているわけですよね。柔軟に対応できているんですけれども。それが、どちらが正解。柔軟に対応できるということではないでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

追加配置といいますのは、基本的には、正規職員の人事異動ということ、考えておりました。会計年度任用職員につきましては、その業務量に応じて、都度採用していくという形を取っております。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 分かりました。

今後、定年延長とか、再任用職員の問題。まあ、多分、増える傾向だというふうに思いますので、追加配置は正規職員ということですが、今もそういうふうに、再任用職員の配置という形でされていますので、それは、できるだけ、そういう形で偏りが無いような形は、今後も、やっぱりやるべきかなというふうに思います。

それで、兵庫県の人事委員会からの今回の人事院勧告に基づく兵庫県の人事委員会が出した勧告ですけれども、いろいろ人事院と同じようなことを触れているんですけれども、超過勤務のところも触れていますし、休暇の取得促進というふうなことも、ちょっと、触れているんですけれども、その中で触れているのは、教職員の問題触れておまして、教職員の業務量の適正管理に向けた取組を強力に推進するとともに、教職員の負担軽減を図るため、学校現場を支援する取組を引き続き進める必要がある。

それから、教員の未配置問題。教職員の多忙化が一因になっていると。不足解消に向けた人材確保を含め、対策強化が不可欠ということなんですけれども、特に、教育長のほうで、この超過勤務、あるいは休暇の取得というふうなところについては、現在の認識、どういう認識でしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 業務量の見直しにつきましては、できるところからしておるんですが、コロナの関係で中止になったところとか、それから工夫して短縮をしたとかね、だから、それを、もう1回、元に戻すのではなしに、やっぱり工夫して短縮できるところは、そういった形で、今後も行事などを続けていこうかというのような話はしておりますし、それから、なかなか業務量の削減については難しいところがあります。教育、いろんな教育が新たに入ってきておりますので、なくなっている教育は、その中ではありません。だから、増える一方ですので、だから、そういった中で、何とか先生たちの努力によって、業務改善を進めていくしかないんですが、もう一方で求められるのは、教育の質の向上です。だから、相反するところがあると思うんですが、いわゆるメリハリをつけて仕事をしてくださいと、そういった形で、やっぱり学期末であるとか、年度初めについては、どうしても、やっぱり、いろんな仕事が重なりますので多いのは多いんですが、平均して、超過勤務が削減できるような取組を進めて、ICTが入りましたので、そういったことを活用しながら、ノーペーパーレスの会議をするとか、事前に、そういったデータで内容をやって会議の縮減とか、それから、ノー会議デーとか、ノー部活デーとか、ノー残業デーとか設定して、何とか実効性のあるもの、あるいは、定時退勤日を、それぞれ学校でも設けておりますので、それに向けて、しっかり実行性のあるものにしていくという、まあ、それぞれ各校で工夫してやっていることを、年に2回ほど交流して、いい取組については、各校で広げていくような形を取っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 3点目の高レベル人材の採用ですけれども、人材確保の問題ですけれども、町長、答弁をしていただいたように3つ、職員の教育と、それから、民間人材の採用ということと、それから、専門会社への委託ということなんですけれども、多分、どこの市町村も国も県も、それから、民間企業も同じことだというふうに思いますね。今の時点では。

ただし、もう結論を出さないと、例えば、もう民間人材の採用と言いましても限りがありますので、多分もう、そこについては、今、検討していて決めても、対象となる人材がないということがありますので、そのあたりは、やっぱり時期を切って、いつまでに結論。多分、3つともやらないといけないと思うんですけれども、まずその、職員の研修については、1名、神戸のほうへ派遣するということなんですけれども、例えば、どれぐらいの期間を要すると、研修には。

いろいろ、例えば、今までの研修だと、1日だけ行って終わりという研修もあったんですけれども、ちょっと、それでは対応できないというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

神戸市での派遣、研修でございますけれども、派遣につきましては1年を予定しております。

その後につきましては、今のところ、状況を見ながら検討したいと思っております。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） これは、手を挙げた方ということですか。あるいは指名ですか。ちょっと、それまた、聞かせてほしいのと。

それから、民間人材の採用については、先ほども言いましたけれども、欲しい人材は、だんだん居なくなるというところと、それと、問題は、年俸、年収が、めちゃくちゃ高いというところがありますので、そのあたりが、確かに問題なんですけれども、そのあたりは、結論は、やっぱり早くめどをつけていくというふうなところは必要なと思うんです。そのあたりは。いつ頃、めどとするというするのは。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、廣利議員もご指摘のとおり、私らも同じ認識です。

そうした、職員を派遣して、職員の研修もして、育成もしていかなきゃいけないと。

それから、なかなか、すぐには、そうした専門的な知識というのは、そう簡単に、実際、スキルを上げていくというのは難しい。個人の能力もありますけれども。

そういう中で、今、職員採用という、そういう職員を、どこの企業も、また、自治体も採用、探しております。そうした中で、佐用町におきましても、誰でもというわけにはいきませんし、先ほど、お話のように、じゃあ民間のように、じゃあ、その特別な待遇で、給与を支給するという、こういう採用も、これは組織としては、町の自治体組織としてはできません。佐用町の条件に合う、そうした、佐用町の規模、神戸市とは、また、違うところがありますから、そういう職員について、当然、担当課長なり、担当者も、いろいろとアンテナを張って探してくれております。

今、佐用町の現在の、そうした情報通信の課に、ITのほうの担当事業に関係して、協力してくれている、そうした職員で、町のほうの職員として専門的にやってくれるというような、若干、そういう話も生まれてきておりますのでね、それを、即、早く進めるように、それが最終的に、お互いの合意、同意が得られるかどうか、条件も詰めていかなきゃいけないけど、そのへんは、もう即、進めるようにという、そういう指示は、今、しておりますのでね。できるだけ早く、結論を出したいと思えます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 新聞によりますと、2021年度ですけれども、DX推進で、外部のデジ

タル人材を任用している自治体、全国で188、全自治体の11%にすぎないと。いろんな問題があると思います。

先ほども言いましたように、その年収の問題があつたりしますけども、今後は、対象となる人がいなくなるというところがありますので、今、町長も言われたように、できるだけ急ぐというようなところについては、早く結論を出していく必要もあるのかなというふうに思います。

リスキリングという言葉が、国の補正予算成立を、参議院に行って成立をしたんではないか。成立をしたと思うんですけども、国の予算も1兆円と。リスキリング。要するに、「skill（スキル）」にRe、「Re（リ）」、りを付けて、「Reskilling（リスキリング）」ということで、学び直しということで、これ企業向けに予算をして、高度人材を、特に、やっぱり遅れている、これは自治体もそうですけども、国の予算をつけて急ごうということなんですけども、その意味で、ちょっと、今、神戸へ派遣する。あるいは、民間人材を、民間の会社に委託するというようなことも含めてですけども、ちょっと、やっぱり特色ある予算というか、このあたりについては、来年度の予算ですけども、何か、お考えでしょうか。お考えがあるでしょうか。いかがでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） リスキリングということにつきましては、ちょっと、今、初めてお聞きしたことでございますけれども、そのあたりの研修、再度研修ということは、今のところ特定しては予算化しておりませんが、年間幾らというふうな形で職員のための研修費用、予算を取っておりますので、その中で、必要な研修、特に、デジタル、DX関係につきましては、必要であれば、その予算を通じて、研修をしてまいりたいと思います。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員、ちょっと、お待ちください。

ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま一般質問を継続したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議がありませんので、このまま一般質問を続行します。
廣利議員。

10番（廣利一志君） 非正規の方の待遇改善というところに移ります。

人事院勧告が出まして、期末、月例給のところと期末手当、勤勉手当のところについては、今回は、引上げという形で、去年は、実は引下げだったんですけども、今年度は引き上げという。

で、非正規の方の期末手当と勤勉手当というところで、ボーナスの内訳が期末手当というところと、勤勉手当という形に分けられるんですけども、その期末手当は、どちらかと言うと生活給と。それから、勤勉手当のほうは、どちらかと言うと、勤務成績に応じて

という形なんですけれども、要するに、勤勉手当の支給については、法改正というか、ボーナスの期末手当のところではなくて、勤勉手当の支給、非正規の方に対する法改正を待つと、待たないと駄目だということですね。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

総務省の通達がございまして、法改正をしないと支給できないというふうになっております。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 月例給のところについては、これは、4月に遡って支給ということですので、これは、県下にも、そんなにないです。佐用町の決断というのは。だから、それは、大いに評価もできるというふうに思うんですけれども、ぜひ、法改正を待たずにですけれども、その勤勉手当のところについても、ぜひ町村会長のところのリーダーシップで、ほかの市町にもいい影響を与える形で、ちょっと、検討もしていただきたい。来年度以降、検討もしていただきたいなというふうに思うんですけれども。町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） いい影響ということなんですけれども、当然、職員にとっては、そういうことが非常に皆さん、希望も望まれております。職員にとっては、いい影響なんですけれども、各市町、それぞれの財政事情、厳しいところもございます。町にとっては、それは大変、財政負担もかかる問題でありますので、やはり、こういう給与に関する問題というのは、やっぱり、やはり小さな町が独自に、なかなか、施策として、いいとこどりみたいな形では、なかなか難しい。

そのために、そうした人事院勧告、そして、国の法律、そういうものに準拠していくという、こういうふうに逆にしていっておかないと、今度、下げたり、上がったという時には、まだ、いいんですけれども、その時に、自由に、それが町の財政なり、そんなだけで、やっぱり、そこで働く職員の処遇だとか、大きく影響してくるというのも、不安定な状態になりますから、これは、今の制度の中で、各町が基本的には準拠して対応していくという、このことが、長い目で見たら、職員の安定した処遇になっていくのではないかなというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、廣利議員。

10 番（廣利一志君） 以上で、私の質問を終わります。

議長（小林裕和君） 廣利一志議員の発言は終わりました。
お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1 時 15 分とします。

午後 0 0 時 0 1 分 休憩

午後 0 1 時 1 5 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願い申し上げます。
5 番、大内将広議員の発言を許可します。大内議員。

〔5 番 大内将広君 登壇〕

5 番（大内将広君） 5 番議席の公明党の大内将広と言います。よろしく申し上げます。
今回は、3 点質問させていただきます。
まず、最初の第 1 点ですが、外出支援サービスの利用券の払い戻し及び町外親族の利用券活用についてです。
その中で、まず、①つ、65 歳以上の方、介護認定を受けている方は、養護老人ホームの施設に入って使う機会がなくなった時、利用券の払い戻しができないため、使わずに処分することになる。未使用分を返金、もしくは、還付金できるように、改正するべきと問う。
②番、町外の親族が、佐用町に帰って来て、つき添いで親を病院、その他、一緒に行動する時は、利用券を持っている親と一緒に乗って行動できる。親族として親の介護のため、佐用町に帰って来て、自宅に迎えに行く時は、タクシー運賃助成利用券が、親がいなければ利用できない。前もって、親族であれば、親の介護のためという届出をし、特別扱いとして利用券を発行し、利用できるようにならないか問います。
あとは、所定の席で質問させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長、答弁お願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員からの、まず 1 点目のご質問でございます外出支援サービスの利用券の払い戻しと、町外親族の利用券活用についてのご質問にお答えをさせていただきます。
佐用町の外出支援サービスですが、コミュニティバス、タクシー運賃助成、さよさよサービスという 3 つの公共交通を柱に事業を行っております。町内にお住いのかたに対して、タクシー運賃助成は 65 歳以上か障害者手帳保持者、さよさよサービスは町内在住であれば、どなたでも利用でき、町内の生活に必要な移動にご利用いただいているところでござ

います。

ではまず、①点目の外出支援サービス利用券の未使用分の返金ができるように、改正をするべきだということについてでございますが、さよさよサービス並びにタクシー運賃助成事業は、佐用町が事業主体となり開始した当初から、利用者及び利用者以外の方からの利用券の返金については行ってきておりません。

その理由といたしましては、本事業が町の収益事業ではなく福祉サービスとして、もともと安い利用者負担で行ってきているものであり、さよさよサービス利用券は、高齢者の場合1冊が10枚セットで3,000円、タクシー運賃助成券は1冊12枚セットを1,000円で販売をしており、タクシーの助成券のほうは、一度の購入を2冊に制限するなどして、未使用の利用券があった場合も、その負担が大きくなるようにも配慮しております。加えて、利用券には、他の人への譲渡、貸与、転売の禁止や返金できないこと理由書を記しており、初めてご利用する方には、返金できないことを説明して、ご理解をいただいた上で購入をしていただいているところでございます。

これまで、利用券の返金について検討してまいりましたが、現段階では、外出支援の事業を円滑に運営するため、利用券の返金は、これまで同様に実施しないということでご理解をいただきたいと思っております。

次に②点目の、町外に在住の親族が親の介護のために、事前に利用の申請を行い、利用できるように改正するべきだということでございますが、外出支援の事業は、交通の移動手段を持っていない町内にお住いの方に対して、町での生活を支援することを目的としており、タクシー運賃助成券は佐用町に住民票のある方、さよさよサービスは佐用町にお住いの方を対象といたしております。町外の方へも介護限定の利用券を販売できないかとの提案でございますが、町外の方においては、タクシー運賃助成券は利用者との同乗を可能といたしておりますし、通院入退院を支援する移送サービスや福祉車両の貸し出しなどをご利用いただいて、お世話いただきたいというふうに思います。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、大内議員。

5番（大内将広君） 太子町内に、

議長（小林裕和君） 大内議員、起立してお願いします。

5番（大内将広君） 外出支援サービスを行っている他の市町で利用券を先に購入して、佐用町のように払い戻しができないところがあるのかお伺いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

先ほどのご質問でございますが、他市町で払い戻しがあるかどうかというところまでは、手元の資料ではございませんので、分かりかねます。以上です。

[大内君 挙手]

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） インターネットで調べたんですが、ほかの町では、例えば、ほかの町ですけども、ちょっと、すみません。これは、太子町においては、自動車を所有していない高齢者世帯に日常生活の交通利便を図るため、タクシー運賃を助成しております。それで、タクシー運賃というのは、乗車券と申請書言うんかな、登録書というような感じでして、それで、あと運賃を、登録書とそれが、500円か1,000円かいうのを決めていて、それをタクシー乗る時に、それは金が決まっておるので、あと足らずを払うという方法で、券は無料で配布しているという感じになっております。券自体は、登録して、ちゃんとしておいたら、利用券と登録の2つをタクシーに見せて、そしてすれば、何日いうのを、それがタクシーの運転の人が後で町のほうに請求したらお金が出ると。足らん分を、町のね。そういう感じで、先に、お金をもらう方式じゃないところが、結構あるんですけども、そのへんは、どう思われますか。

やっぱり、年いった人が、高齢者の65歳以上になって、それで、返金できんで、何か、もったいないような、施設に入ったらもったいないような気がするんです。そのへんを、ちょっと、お答えをお願いします。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） こういう地域交通の問題については、私とこ、佐用町なんかが、かなり先進的にやってきました。その後、それに倣って、倣って、それぞれの町のやり方でやっておられるところも出てきております。

今、大内議員が太子町、券は無料で出して、前もって、お金を払っているんじゃないかって、それを使ったもので精算する。そうすれば、別に、その券が残っているとか、何とか関係ありません。

ただ、佐用町におきまして、決して、先払いしているわけじゃないんです。この回数を、ある程度制限していかないと、利用する人としらない人。また、そうした、公金を、大きな、財源で運営をしておりますからね、ある程度の利用回数を制限をかけて、するために、当初、1冊、2冊ということで、1冊1,000円ですからね、お金としては、1冊について12枚つづりですから100円にならないわけです。

そうした中で、利用する人の利便性を考えて、今、3冊まで購入もできますよと。ただ、それは、利用する人が、どれぐらい利用するかを考えて使っていただければいいわけです。

もともと、さよさよサービスにしても、タクシーの助成等についても、先ほども、お答え申し上げましたように、決して、町の収益事業でやっているわけではありません。福祉サービス。これは、大きな町の財源、一般財源を入れて、サービスを行っており、サービスを受けられる方にとっては、非常に皆さんにも喜んでいただいておりますし、それだけのサービスを使う方は受けておられるわけですから、これは、みんなで、これは維持していかなきゃいけませんし、残ったから、じゃあ、タクシー券が2枚残っているから、じゃあ1枚80円で計算して、160円返しますとか、私は、そんなものではないと思うんです。

ですから、確かに、幾らか残る場合はあるかもしれませんが、それは、そんなに私は、大きな、それぞれの方にとって、負担ではないと思いますし、このタクシー事業、

また、さよさよサービス事業の、その考え方、精神を、やっぱり理解いただきたいと思います。

[大内君 挙手]

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） 分かるんです。分かるんですけども、佐用だけが、どうも先に金を払って、それで、するような事業になっているので、そのへんが、やっぱり年いった人は、施設に入った時に、持つないうたって、結構、1万ぐらい持つておったたらね、タクシーなんかでも、ほんなら、やっぱり本人しか使えれんのやから、最終的にはポイセなあかんという感じになって、そういう声が、今までも何ぼか上がってきていると思います。

長年、こういうことを、福祉サービスをしていたら、やっぱり、直していかなあかんところもある思うんです。

今までが、ええんや、ええんやって、そのままいって、うまいことしよんや言われても、やっぱり、そのへんを苦情が聞いているから、そのへんで、ちょっと、僕が意見を言っていますということです。

だから、そのへんを、もう一步、ちょっと、考え直して、取り組んでもらえないかと思っています。お願いします。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 1万も、今、払っているんだと。そんなことはあり得ませんしね。実際に。これ、タクシーの場合に1冊1,000円です。最高、いろいろと買い物や、いろんなの使われるということで、今、5冊までは、そうした利用を可能にしております。

先に、金を払う、払うと言われますけども、このお金は1回使う時に、少なくとも、1冊に12枚あるわけですから、12回使えるわけです。その時に、それを渡していただく、利用する回数券ですから、タクシー運賃そのものを、全部そこで、前もって、町が徴収しているわけではありません。

ですから、先ほど、確かに、先に、タクシー運賃を預かって、それで利用してもらっているというんだったら、それは1万にもなる。5,000円も1万円にもなるんでしたら、それは、やっぱり、返金も考えなきゃいけないと思いますけども、ほかのところは全然していないんだと。町は違うんだと。

じゃあ、ほかのところ、こういう制度でやっているところというのは、まあ、最近、少し増えてきたと思いますけども、それぞれの制度、考え方で、制度設計をされていると思いますけれども、先ほどの太子町、私も知りませんが、実際は、先ほどの大内議員の話では、それは、券を持つておって、その時に払って、その後の残りを精算をタクシー会社がすると、それはそれでいいでしょう。別に、それは券を前もって購入しているわけじゃありませんからね。

町は、そういう前もって、購入をしていただく、そういう制度の中で、これは皆さんも、これまで長く使って、確かに、それが制度が使いにくい、本当に苦情があつて困るんだと言われるんでしたら、それは制度は改正できないことはありません。していかなければならないと思いますけれども、私の耳には、そういう話は、私は、一度も、今まで聞いたこ

とはございません。高齢者からも、そういうことは、一度も、そういうことを、直接、私のほうに聞かされたことはありませんし、担当者からも、そんな話は聞いておりません。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） ここは、担当者にも聞いたと思いますよ。ほんなら、多少、そういう話もあるんやと言われていました。僕は、そない思いますけどね。どんなもんでしょう。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

先ほど来から、町長も申していますように、直接的に、たくさんの声をお聞きしているわけではなくって、購入の時点で、お話を聞く時があります。その場合には、きちんと説明させていただいて、それをご理解いただいた上で、利用していただくということをしております。

ですので、返金はできないんですかということも、言われますけれども、そこは理解していただいていると、こちらのほうは、理解しております。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） これで最後にしたいと思いますが、何か、僕も、ちょっと、今も納得しないんですけども、やっぱり福祉の事業で、要は、福祉の事業ということで、お金を、最終的にはお金が無駄にはならないんかもしれんけど、町はね。町は無駄にならないかもしれんけど、使いよう本人は無駄になるわけです。おじいちゃん、おばあちゃんにしたら。何ぼか残っておるといふ考えがあるから。回数券の中で、例えば、11枚つづりが、そのまま残っておって、施設に入ったとしたら。結局、それは、もったいない。自分が払っておるといふ気になるんじゃないですか。私は、それを思うんです。

だから、ちょっと、見直しをしてもらえないかと。ほかの地域では、いろんな方法でやれば、できるんやないかと思う。

最初に、何ぼかの利用券は何ぼいうて決めておったら、500円だったら500円、何ぼか決めておって、それで、いろんな条件で話して、この人にはこれを配ると。その配る利用券と登録のやつと2つあれば、ちゃんとしたものだから、それでして、足らん分は、その時に払って、使用した者が足らず分は払ったらええんやから、そういう感じでしたほうが、僕ば、スムーズにいくんやないかなと思うんです。これが最後の質問です。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵逄典章君） 今、大内議員が言われるように、最初に決めておいて、個々に使われる方も、どこに行かれるか、タクシーなんかは、利用する人が、近隣のワンメーターで使われる方もいらっしゃいますけども、3,000円までですからね、遠く、町内、自分のお家、遠い方なんかについては、そうした利用の額も全く違うわけです。そういう方、一人一人に、自分が最初に決めておいて、今、その方に合わせたものを出すとか、そんなことが、全員、みんなに公平にしなきゃいけない。町の職員も、それだけにかかっているわけでもありませんし、少なくともスムーズに、そうしたサービスが皆さんに受けれるような体制でやっているわけですから、それは少なくとも、そうした金額の問題についても、それは、例え、100円でも200円でも、もったいないと思われる気持ち、それは分かりますよ。

ただ、そうした制度は、その人たちだけのものではない。みんななので、町が、その担当者、その中で、来られた方に、そういう説明もしながら、ちゃんとお渡しして、販売もする。そのお金の精算ですから、やっぱり100円でも200円でも、今度、精算を、そういうことにしていくということになると、非常に手間がかかります。今の何倍もかかります。

少なくとも、使われた券が、丸々使われていないものだけを、ほな返金しますと言うんだったら、1冊ありますけれども、1冊ずつ、まだ、5枚残っておれば5枚分、今の1,000円で12枚、1枚が80何円ですか、そんな計算までしてするということは、それは勘弁してくださいと。十分、そこは使い方を考えて、大量に最初からいっぺんに買うのではなくって、途中何回でも買えるわけですから、そういう買い方をして、使うほうも、やはり、そうした工夫をして使ってくださいということですので、お願いします。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） すみません。ちょっと、最後言うたんだけど、何か、僕は、もうひとつ納得しないのは、利用券と登録を役場にして、48枚だったら限度を決めて年間48枚発行する。それを、タクシーであれ、いろんなんで使って行って、それ自体の利用券に500円だったら500円という値段をつけておいて、後の分は、自分が払うというような感じであれば、別に事務的にはややこしいないんやないかなと思います。ややこしいですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、庵逄町長。

町長（庵逄典章君） ここで議論していますとね、数字できちっと書いた制度のあれを、担当者も、私もできませんけども、それでしたら、担当者のほうで、そういうやり方というのが、どうしたら一番、今やっていること、大内議員が言われるようなやり方をすれば、どういう問題が起きてくるのか、少なくとも、最初から、どういう使い方を決めて、その人に合わせてというようなことは、当然できませんし、その方も使い方も変わってきます。

そりゃ、今まで病院、役場とか、そういうところだけ、買い物だけ行かれよった方も、病院通いも出て来たり、回数だって、今まで3冊で十分だと思よった人が、やっぱり、それじゃあ少ない、もう1冊欲しいとか、もう1冊欲しいって、5冊まで、今、認めておりますから、そういうふうな状況に変わっていくんですから、そんなん、最初から、その人

と、契約みたいな形で、いちいちする。一人一人と、合わせて、そんなことはできませんので、そのへんについて、できないということについて、もし、理解ができないと言われるんですから、担当者のほうで、また、十分、説明受けてください。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） どうもすみませんでした。

その点は、また、担当者の人に聞いたりして、お願いします。

それでは、2 問目に行きたいと思います。

2 問目になりますが、案内板、標識板についてですが、インバウンドで、佐用町に外国の人が、今後訪れるようになってくる。観光の人も増える。その時に、観光に来た人が困らないように、2 点お伺いします。

①、案内板、標識板も日本語と、英語、中国語、韓国語など表示してはどうか。

②番、案内板に QR コード、二次元コードですけれども、表示し、現地でも、外国語を含む、案内や名所の説明ができないか。

以上、お伺いします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、案内板、標識板等についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、①点目の案内板、標識板も日本語と英語、中国語、韓国語など多言語で表示してはどうかのご質問でございますが、アフターコロナの観光としてインバウンドの再開が見込まれる中、町内の観光施設について、多言語化への対応が進んでいない状況であります。

ただ、町内というのは、佐用町内、いわゆる国際的な観光の町ではございませんので、そういう町内に訪れていただく観光客、そういうことは、それほど見込まれるわけではありませんが、今後、長い将来に向けてのお話として、こういう多言語化への対応というのも、当然、必要だというふうには考えております。

ただ、やはり、まず、この案内板とか表示板については、町の管理するものだけではなくて、標識、そういう道路標識等については県が管理しておりまして、国県道については、最近、英語表示、そういうものがされております。

町道などの標識や観光案内看板等は、まだ、英語表記はできておりません。そこで、アフターコロナの観光誘致対策として、新型コロナウイルス対応地方創生臨時地方交付金等を活用して、本町への観光誘致の起爆剤となる情報発信を核とした観光プロモーション事業を本年度実施をしているところでございます。具体的には、観光パンフレットなど観光情報のデジタル化として観光アプリを作成するとともに、海外からの観光増を見据えたインバウンド対応として、観光情報の多言語化を行い、2023 年に開催の兵庫グスティネーションキャンペーンや 2025 年に開催予定の大阪・関西万博に向け、各種観光プロモーションの作成や SNS を活用した観光情報発信の充実を目指したいというふうには考えております。

特に海外からの観光客を含め観光地を訪れる方は、スマートフォンなどで観光地の情報を検索したりルートの検索をされたりすることが、これが主流となっておりますので、観

光案内板や標識に代わるものとして、観光アプリを活用して、観光地へのルートガイドや多言語化による情報発信ができるよう準備を進めております。なお、重要な観光スポットなど外国語表記が必要と判断した案内板につきましては、複数の言語表記というのは、スペースの問題など、困難なところがありますけれども、まず、英語表記については、これは、やはり、まず一番に取り組んで行きたいというふうに考えております。

次に、案内板に QR コードを表示し、現地でも、外国語を含む、案内や名称の説明ができないかとのご質問でございますが、道中にある案内板だけではなくて、観光地にある説明板に QR コード表示して、多言語化による内容の説明は有効であるというふうには考えておりますので、観光プロモーション事業の中で、順次、これを進めております。

また、観光アプリで多言語での情報発信や音声での観光ガイドもできるように、計画をしている状況でございます。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） 佐用町の平福なんかも回ったんですけれども、平福のサイクリングの置いてある場所ですね、あの中にも QR コードと書いてある表示板がありました。中に、説明が書いてあった。それは、よかったですけど、まだ、外国語というか、そういうようなのがなかったので、それは、また、進めていただきたいなと思います。

奈良市は、市内の観光案内版や、公共交通機関の案内板などに、二次元コード、QR コードを貼り付ける多言語案内の掲載について検討を始めたそうです。英語や中国語、韓国語、フランス語、スペイン語、タイ語など、10 か国語程度とする予定だそうです。まあ、あそこは観光の街なんですけども、そういうようなんで活用するのは、IT ベンチャー企業の東京の特許をされている会社がするようなことを書いてありました。

そういうことで、今、町長の答弁がありましたように、町のほうで、そういうことも取り組んでいかれるみたいなので、この質問は、簡単ですけど終わりたいと思います。

続きまして、最後の質問をさせていただきます。

出産・子育て応援交付金事業ということで、伴走型相談支援、経済的支援について。

全国的に少子化が進んでいますが、少しでも食い止める方法として、国は、出産・子育て応援交付金事業を創設しました。事業の目的は、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家族も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭に安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設するということです。このことで、3点ほどお伺いします。

まず、①点目は、出産・子育て応援交付金事業には、伴走型相談支援関係と経済的支援関係がありますが、伴走型相談支援は、妊娠届時、妊娠8カ月、出生届から乳児家庭全戸訪問になっていますが、これまでの、佐用町の支援取組を含めて、どう対応されますか。

②番、経済的支援は、妊娠届時5万円相当、出生届時5万円相当となっておりますが、これまでの佐用町の支援取組を含めて、どう取り組みますか。

③、保育所に入所させ、第2子を妊娠した際、育休退園を迫られた。入園時、そういう説明を聞いていないと言われていた。説明不足と、どこに相談したらいいか分かりにくい

ことも聞き、伴走型相談支援を進めていただき、寄り添った子育て支援に取り組んで貰えないか。

以上、3点、お伺いします。よろしくお願ひします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、出産・子育て応援交付金事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、少子高齢化の進む本町の出生状況でございますが、5年前の平成29年度は85人の出生がございましたが、令和3年度で57人、令和4年度で47人になる見込みとなっております。こうした本町の現状ではあります、健康福祉課の健康増進室に設置しております母子健康包括支援センターにおいて、妊娠期から出産、子育て支援を実施しているところでございます。

さて、このたびの国において第2次補正案の中に、出産・子育て応援交付金事業が新規に盛り込まれたところでございます。今後、要綱等、事業の詳細が示される予定となっております、決定次第、本町においても支給に向けて準備を進めてまいりたいと思ひます。

この事業は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備であることが趣旨であり、伴走型相談支援と経済的支援の両面からサポートするという形になっております。

それでは、①点目の質問でございます伴走型相談支援は、妊娠届時、妊娠8カ月、出生届から乳児家庭全戸訪問になっておりますが、これまでの支援取組を含めて、どう対応をするのかということについてでございますが、佐用町では、妊娠届から赤ちゃん訪問まで対面で相談支援を、これまでもさせていただいております。具体的に申しますと、妊娠届をされ母子健康手帳を発行する時には、アンケートを用いて妊婦自身の状況、家族環境などを保健師や管理栄養士から聞き取りをして、妊娠期の過ごし方や不安に対してサポートをいたしてあります。

また、妊娠中には、「すてきなママになるための教室」を開催し、助産師や保健師、管理栄養士及び歯科衛生士など、専門職が話をして、妊娠期から出産、さらに産後の過ごし方などを情報提供して、子育てのイメージができるよう支援をいたしてあり、妊婦同士の交流の場として提供してあります。参加のできなかった方には、保健師が電話で、また、あるいは訪問して、体調や経過を聞き取っている状況でございます。

次に出産後には、産後28日以内から少なくとも産後2カ月までには、保健師が訪問をして、出産後の産婦と乳児の状況を見せていただいております。特に、産後うつ症状等は重点的に質問票を基に聞き取りを行っており、必要な方には臨床心理士につなげてあります。佐用町では、出生に対し全戸訪問しており、全数把握をしているということでございます。

②点目の経済的支援は、妊娠届時5万円相当、出生届時5万円相当となっておりますが、これまでの佐用町の支援取組を含めて、どう取り組みますかということでございますが、佐用町では、合併当初から出生祝金を出生した子供に対して5万円を支給してあります。このたびの経済的支援においては、産後ケア事業や子育てサポート事業等、子育て家庭が必要な支援を利用しやすくするものでございます。今後、国からの交付要綱及び実施要綱を踏まえて、支給をしてまいります。

③点目の育休に伴う保育園の退園等の説明不足と伴走型相談支援を進め、寄り添った子育て支援に取り組んでもらえないかということでございますが、保育園の入園につきまし

ては、保護者の就労等で家庭保育が困難である児童を保育するための施設でありまして、かつ保育の必要性がある場合に限り、入園を認めるというのが原則であります。そのため、保育の必要性の認定基準を用い、客観的に判断して、入退園を決定しております。入退園に関する説明は、保育園入園の手引きを配布して、保育の必要性を周知しているところでございます。

質問事項にあります出産に伴う育児休業の場合、入園期間について、入園申込・入園説明会等の際に口頭で、健康福祉課または保育園長からの説明をいたしております。特に、年度途中で育児休業を取得された場合は、本来であれば、即時、家庭保育をご依頼するところではございますが、急遽なこともあり、園児・保護者ともに対応が困難な場合が考えられるために、年度末までの入園を、これを認めております。これについては、国や他自治体の基準よりも非常に長期間、保育を継続しており、子育て世帯への支援を拡充して対応をしているわけでございます。

また、保健師の相談事業を共有し、子育て世代に対して、保育サービスの周知も行っており、伴走型相談支援の基礎は、既に、構築をしております。

佐用町では、今後も地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握して、伴走型相談支援に、引き続いて、取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） 今、町長が、お話されたように、非常に佐用町では、いろいろと、もう既に、子育て応援交付金事業として、伴走型とか経済的支援もなされているような感じですか。これが新しく決まって下りてきたら、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、ちょっと、1点、③番目のことなんですが、やはり、どこかで話の食い違いで、トラブルになるということもありますので、その点、カバーするとか、そのへんを、もう少し、そういうトラブルにならないようなことをお願ひしたいと思います。ちょっと、福祉課になるんですか、よろしくお願ひします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

③番目のご質問の中で、退園を迫られたというようなことでございますけれども、本当に、妊娠をされた方に対して、どういう状況か家庭の状況も聞きながら、相談には乗らせていただいております。

それで、町長の答弁にもありましたように、年度内での妊娠であれば、年度途中の妊娠であれば、産休に入ったから、即退園という形はとらずに、年度末まで佐用町ではお預かりさせていただいております。退園をせずに継続して、登園していただくというふうな状況にしております。

また、年度またぎ、年度の途中で、例えば、2月、3月ぐらいの、もし、妊娠ということであれば、育休に入ったというような状況であれば、育休が明けた3カ月後までは、職を探す間とさせていただきます。3カ月間の猶予を、また、持たせていただいております。

ですので、ほかのところのサービスよりも、佐用町は、サービスを長くさせていただいているというふうな形になっております。

(休憩後「育休のある方、育休のない方によっては、条件が異なる。例えば、育休のない方は、年度途中で出産されましても産休が明ける8週間後まで。産休が明け、すぐ退園ではなく、3カ月間の猶予があり、3カ月間たちましたら退園で、考えていただく育児を整えていただくという期間があります。育休明けで全て答弁していたが、産休の間違いです。産後8週間後というふうに捉えてください」と訂正あり)

議員のおっしゃる、説明不足ではないかというところなんですけれども、おそらく、年度当初では妊娠をされてない方々が、ほとんどではないかなというふうに思います。そういった方については、まだ、より身近ではないので、ちょっと、その受け取り方が、さらっとしているかもしれません。

ですので、妊娠が分かった時点等で、きちんと、こちらからも、保育園のほうからも、お知らせするというようなことを、今後、きちんと説明してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

[大内君 挙手]

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） よろしくお願いたします。

どうしても、人間同士のことなので、どこかで話の食い違いとか、そういうのができやすいので、特に、0歳から2歳の子供いうのは、非常に育児をみるのに大変だと思います。そういうことも含めて、よろしくお願したいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 大内将広議員の発言は終わりました。

続いて、13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡議員。

[13番 平岡きぬゑ君 登壇]

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、2項目について、質問を行いたいと思います。

この場からは、まず、最初の1項目目、消費税に係わる適格請求書等保存方式、インボイス制度について伺います。

9月議会でも質問をいたしました。改めてお伺いいたします。

すみません。マスク取ります。

消費税のインボイス制度は、消費税率を8%から10%に引き上げる際に、法律に規定されました。2023年10月1日から原則、事業者が消費税の納税を計算する時に、インボイスが必要になります。

町がインボイス制度を実施することで、地元の中小零細業者や地域経済にどのような影響を与えるのか検証が必要ではないでしょうか。

そこで①つ目、来年度以降の入札参加資格について。

②つ目に、学校給食食材購入など、納入業者の関係について。

③つ目に、シルバー人材センターに対して、業務委託する場合、そのほか、例がありましたらご紹介ください。

消費税は、益税だからという言い方をされる場合がありますが、消費税は赤字でもかかる税で、インボイス導入は事実上の免税点の廃止であり増税です。消費税が払えなくて倒産・廃業する事業者をこれ以上生まないために、インボイスの導入は中止するべきだと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

この場からの質問は以上です。答弁、よろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からのご質問に、お答えさせていただきます。

まず、消費税に係わる適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度についてのご質問にお答えをさせていただきます。

9月議会でも申し上げましたが、インボイス制度の目的は、事業者が、消費者から消費税を預かりはするものの、売上高 1,000 万円以下の場合には納税が免除され、さらに、売上高 5,000 万円以下の中小事業者の場合は、経理処理等の実務負荷軽減を考慮し、売上額から納税額を概算計算する方式、いわゆる簡易課税が認められており、本来の納税額より少額となる場合がございます。この制度により、国に納められるべき消費税の一部が事業者の手元に残ってしまい、消費者が負担した額と国に納められる額に差が生じております。この差を、より少なくするための制度が、インボイス制度でございます。

この制度の導入によりまして、事業取引における消費税額及び軽減税率 8 % と標準税率 10 % が混在している消費税額を正確に把握することができ、中小事業者への事務負担はあるものの、消費者から受け取った消費税を正しく国に収めることができるということでございます。

事業者への影響といたしましては、事業者が適格請求書発行事業者登録をすれば、課税事業者となり適格請求書の発行ができ、他の課税事業者からの仕事の依頼は、これまでとは変わらないというふうに考えますが、消費税の申告義務及び納税義務が、当然、生じます。反対に、引き続き、適格請求書発行事業者登録をせず免税事業者であれば、適格請求書を発行できず、他の課税事業者から依頼される仕事が減少する可能性もございます。

消費税は、事業者が物品等を販売するときに受け取った消費税から、仕入れ時に支払った消費税を差し引いた額を納税する仕組みでございます。したがって、本来、消費税のやりとりは、事業者の損益とは直接関係のないものでございます。消費税は、あくまで消費者が支払った消費税の預り金であり、適格請求書発行に向けて課税事業者になるか、または、免税事業者に留まるかは、取引状況に応じて個々の事業者が判断をされるものというふうに考えております。

①点目の来年度以降の入札参加資格につきましては、今年 10 月に総務省から、適格事業者でないことにより競争入札に参加させないとするのは、不適正であるとの通達があり、本町で発注する工事や物品購入などについて、入札参加資格等の要件に課税事業者・免税事業者等を区分する条件を付けたり、インボイスが発行できないという理由で排除するということはございません。

次に、②点目の学校給食食材購入など納入業者についてお答えさせていただきます。

国や地方公共団体の一般会計は、課税売上と課税仕入れを同額とみなすという規定があるため消費税の申告はしていません。課税事業者でないのでインボイスの登録は不要でございますが、給食物資納入業者は、給食センター以外の取引先に一般企業があり、その取引先が課税事業者であれば、主たる売上先が公共団体であっても登録する意味はあるとい

うふうに思います。

また、給食センターは、インボイス登録の有無で納入業者を決定するようなことはございません。

③点目のシルバー人材センターにつきましては、現在、佐用町シルバー人材センターにおきましては、住民の方からいただく作業代としての請負額に係る消費税から、同センターの会員に支払った配当金、いわゆる賃金に係る消費税を控除して、その差額を納税をいたしておりますので、シルバー人材センターとしては、現状では負担は、ほぼないということでございます。しかし、インボイス制度が導入された場合、同センターの会員が新たに、消費税の課税事業者になることは、事務手続き上難しいということですので、適格請求書が発行できないため、同センターが仕入れ税額控除を受けることができなくなり、納税額が増えるのではないかとというふうに、懸念をされておられます。

公益的な団体である同センターにおきましては、新たな税負担が発生した場合の財源はないというふうに聞いておりますので、このため、運営上の大きな問題と考えられており、全国のシルバー人材センターと連名で国等に制度の導入にあたり、会員への配当金を制度の適用から除外するなどの安定的な事業運営に支障の生じることのないよう適切な措置を講じるよう要望を行っておられますが、同要望が認められなかった場合、同センターでは、受益者への負担を求めることを検討しているというふうに聞いておりますので、業務委託単価及び事務比率を協議し、これらの見直しを検討してまいります。

インボイスの導入は国の進める制度であり、住民の皆さんが支払われた消費税が正確に納付されるための制度でございますので、税務署と連携をして、事業者の理解を図ってまいりたいというのが、町の立場であります。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 消費税の、いわゆる免税業者が受け取った消費税分は益税というのか預り金だから、それを正確に国のほうに納めるように、そのための制度だという説明をされたわけですが、実際、免税業者が受け取っている消費税が益税かどうか、この点について、私も町長に質問した時、そういう答弁をいただいております。9月議会で。そのことについて、本当にそうなのかということ、改めて、いろいろ資料見てみましたところ、これは、はっきり言って間違いだということです。

小売業者の方が、消費税は受け取っておりますけれども、それが、そのまま事業者のものになるわけではないというのは、その仕入れの時に、先ほど、消費税のあり方について、消費税は、その仕入れの時にもかかると、で、売上げた時にもかかる、消費税というものが発生します。ですから、益税となる部分があるとしても、消費税が売上げの時に出て発生した金額から仕入れの時に発生したそのものを引くと、決して多い額ではありませんということなんです。手元には、ほとんど残らない場合が多い。具体的に数字で示すと、よく分かるかと思うんですけど、今まで、インボイス制度がない、今の現状の時には、仕入れの時に払った消費税と、それから受け取った時に、最終的な消費者の方から受け取った消費税、これを売上金と、それから仕入額がきちんと帳簿上に掲載されていれば、その差引した分を消費税として納めていくというのが、今の現状の実態なんですけれども、来年の10月からインボイスが導入されると、この仕入れの時の消費税は、帳簿だけでは駄目で、先ほど言ったように、インボイスというものを発行してもらうように手続きが必要に

なってくるということで、その制度を受けなかった場合は、仕入れの時にかけた消費税については、引くことができないので、税務署に納めるお金は、消費税として受け取ったもの、そのまま支出していかなければならない。そういう事態になるようです。

口頭で言ったら、ちょっと分かりにくいかもしれないんですけども、ですから、いわゆる零細業者の方に、こういう仕組みができることによって、非常に負担が増してきます。

まず、その1つに仕入先に登録をして、納税業者になって、インボイスを発行してと要請してくるか、仕入先に対して、納税額が増えた分だけ納入額の差引きをしてくれと要請される。あるいは、最終的には仕入先を変更して、インボイスを発行できる事業者から仕入れをするようになるというふうに、いわゆる発行元から、そういう立場で迫られて、最終的に、零細の事業者には大きな負担になっていくという、こういう流れになるんだという説明なんですけれど、ですから、決して、益税ではないんだという説明を一生懸命したんですけれど、理解していただけましたか。町長、分かりましたか。お聞きします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 平岡議員は、十分に勉強されて、理解されているんだと思いますけども、私も、ざっと、そういう仕組みというのは、聞いております。

ただ、全額がそうだというわけではない。やっぱり、仕入れの時の消費税と小売りの時の消費税、そこには、当然、利益があって、差ができます。その差というものは、これは、その消費税、消費者が納税した、消費税として払っているものですから、その額が多いか少ないか、その差が少ないかどうかというものでは、最終的にはない。原則、その消費税が、消費者が支払ったものが国税として、税金として、ちゃんと、国庫に納入されていくという仕組み、これは、当然、必要だということでのインボイスだと思いますので、これは、国もこうした形の制度というのがつくられて、消費税制度が運用されているわけなので、佐用町だけで、この制度を導入しないと何か何とか、そんなことができる問題ではございません。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 消費税は国の制度ですから、佐用町で云々ではないんですけど、実際、この制度が実施されることによって、当然、佐用町の町内の業者さんが、事業者さんが、影響を受けるわけですから、その影響について、やっぱり検証が必要ではないかということで質問させていただきました。

①、②、③の関係については、先ほど、答弁いただきましたので、その件について、復唱したいとは思っておりませんが、9月の議会で質問させていただいた時に、町内の、今現在の免税業者の方の人数というか、事業者数はお聞きしておりますけれど、この間、こういう制度があること自体、なかなか周知が不十分だということで、来年の10月から始まりますけれども、まだ、制度を知らない人も多いんじゃないかという指摘があるんですけど、そのへんは、町では、町内の事業者の関係であるとか、そういうことについては、把握というか、検証した結果、どういうふうな状況になっていますか。つかまえられているのか、状況をお伺いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） インボイス制度につきましては、これは、早くから国のほうや、それからテレビ等々におきまして、相当、報道のほうをなされておりますし、当然、商工会なんかも、その研修会とか、そういったものを、どなたでも参加できる形で、これまで開催もしてきておりますので、基本的に事業をされている方は、どの程度の理解を持ってお知りになっているかどうかということは別にして、この制度が、もう実施されるということについては、ほぼお知りになっているのではないかなというふうに受け止めております。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） そういう制度ができる年度、10 月からスタートだから、制度があるということは分かったけれども、実際、自分たちが仕事をする上で、その制度が導入されることによって、こんな影響が出るんだとか、そういう具体的なイメージまで持って受け止められているのでしょうか。全国的な中では、非常に所得の 1,000 万円未満の方が免税業者だけれども、実際の収入が、年収が 100 万円から 200 万円ぐらいの人であるとか、先ほど紹介があった、最後にあった、シルバー人材センターの会員の方々は、年間、多くても 50 万円ぐらい。その人たちも、いわゆるインボイス制度導入によって影響が出てくるという、こういうことについて、本人さんたちというか、関係者は、ちゃんと、とらまえ方なんですけれど、何か伺っておりますか。町に対してとか、意見を聞いておられたら紹介してください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 申し訳ございません。

シルバー人材の、例えば、会員の皆様が、どう受け止められておられるかというところまでは、ちょっと、私の立場では、申し上げられませんけれども、当然、例えば、私どもの担当課でしたら、特別会計で笹ヶ丘荘という事業会計、当然、ご存じのとおりでございますけれども、例えば、そこでお取引をさせていただいております事業者には、当然、これ家内工業的な事業者もいらっしゃいますけれども、当然、早くから、こういった制度に移り変わりますよと、そのへんのことを十分ご存じですかというような投げかけのほうは、当然、笹ヶ丘荘のほうからさせていただくとか、そういったことは、町といたしましてもさせていただいているつもりでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 収入の少ない方々にとって、わずかな免税業者である時に得た、いわゆる消費税は全部納めなあかんというのが基本だと言われておりますけれど、そういうのを生活費として、事業者の方、消費者としてもあるわけで、いわゆる消費税は、インボイス制度で取られるし、また、消費者として生活する上で、また、消費税も取られると、二重に税金を納めているというような実態が生まれるわけですから、なかなか厳しい状況になっていくということで、そのインボイスの発行が必要になる可能性のある業種として、たくさんの方が紹介されています。町民の方の心当たりの方もたくさんあると思うんですけど、事業者と一口に言っても、小売店、飲食店、町工場、サービス業、理容業、クリーニング、マッサージ、大工さんの一人親方、工務店、弁護士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、企業に雇用されている場合を除くとなっておりますが、個人タクシー、貨物配送業、農家、貸店舗、駐車場経営。これらの事業者、それに加えて、フリーランスで働く人たち、副業の場合もありますけれども、具体的に、ヤクルトの配達員の方であるとか、電気・ガスの検針員さん。食事の配達員さん、小説家、脚本家、漫画家、ほかにもありますが、画家や陶芸、俳優、演奏家、タレント、予備校とか日本語学校、英語学校、ダンス・ヨガ教室、スポーツジム、ピアノの教室などの講師やインストラクター、雇用契約の場合を除きますけれども、そういった方々に影響が出てくるということで、重大な問題だということで、関係者の人たちは、今、この時期に、コロナの後、大変な時期にするのは待ってほしいということで、声を上げられています。まだまだ、浸透しておりませんが、こういうインボイス制度が、もう日にちが決まってきておるわけですが、延期や中止を求める声が、これからも大きくなると思います。そういうことも周知していく仕事も、私たちは、負っているなというふうには思っております。

インボイス制度については、以上で質問というか終わります。

2つ目です。高齢者等の福祉施策充実について、質問を行います。

まず、1つ目は、補聴器購入補助の実施についてです。

補聴器購入助成制度の創設を求める質問は、これまでも行ってきました。加齢とともに補聴器の必要性は誰にでも起こります。

①つとして、町は、これまでに実施に向けた調査研究をされてきましたか。その研究について、紹介してください。

②つ目に、難聴に早く気づくために、町独自で特定健診に聴力検査を追加することを提案いたします。

2つ目の項目として、公共施設のバリアフリー化についてです。

①、佐用駅舎の階段は急で、列車を利用しづらいので改善を求める声が、最近も聞かれました。町は、この声は、ずっと以前から町は把握されていると思いますけれども、姫新線の利用促進のためにも、改めて、検討を求めます。

②つ目に、町内公共施設の段差解消などバリアフリー化が、まだ、できていない施設の実態を明らかにしてください。また、その対応について見解を求めます。

で、通告をしております。具体的に、町内の公共施設で、直接、私が、経験した施設としては、西山会館であるとか、生きがづくりセンターがあります。ほかにも公共施設ありますけれども、バリアフリー化ができていないのではないかと思いますので、その点、具体的に、また、お答えがありましたら、よろしく願いいたします。

議長（小林裕和君）

はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） それでは、高齢者等の福祉施策充実についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、補聴器購入助成制度の創設についてでございますが、同様のこの課題、問題につきまして、同様のご質問が令和元年6月、3年6月、及び今年の6月議会でもありました。その都度、私も丁寧に答弁はさせていただいてきたところでありまして、また、同じ内容の質問でございますが、すぐに、私の考え、既に9月に答弁させていただいた内容から変わるということはありませんが、改めて、答弁をさせていただきたいと思っております。

やはり、当然、それぞれ個人差はあるわけでありまして、高齢化、年を取っていけば聞こえづらくなる方、これは多くなるのが、これはまた、当然でございます。

補聴器は、1回の購入で終わるものでなく、どうしても聴力の変動によって買い換えたり、故障して修理したりする必要が生じてまいります。そうした中で、高齢者の補聴器購入費の助成は、現状では制度化している自治体は非常に少なく、実施しても、購入時の1回のみ助成に限定をしたり、修理は対象外としたりする自治体がほとんどでございます。

一方、こうした、聞こえづらくなる難聴というような、そうした障がいについて、障害者総合支援法による補装具費支給制度があるわけでありまして。この補装具費支給制度では、耳が聞こえにくくなり始め、近くに座っている人の会話が聞こえづらくなると、補聴器購入補助対象の身体障害者6級にあたってきます。本制度では、買換えはもちろん、修理も含めて、補助対象となるわけでありまして。

身体障害者手帳を取得され、障がい者支援の基準に沿った補聴器購入費の補助を受けていただきますと、本人が負担する一部を除いた額を、町は約4分の1を負担することとなりますが、4分の3は国と県が補助する制度でございますので、町の財政的にも有利であるとともに、高齢者はもとより、広く町民の皆様にも、継続して、安定した支援が行えるというふうに考えております。

兵庫県では本年4月に、高齢者の補聴器購入に関する補助事業を装着後のアンケート調査を含めモデル的に応募開始し、現在、追加募集をされているところでございますが、今後、これらの取組から、どのような展開がされるのか、こういうことについては注視してまいりたいというふうに思います。

今後も町としては、まだ、町民の多くが、なかなかご存じではないのかもしれませんが、浸透していない補装具費支給制度を周知することに努め、高齢者も含め、なるべく多くの方が、この制度によって補聴器を手にし、生活の質が改善できるよう支援をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、難聴に早く気づくために、町独自で特定健診に聴力検査を追加することのご提案でございますが、町が行う特定健診、現在では、生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドロームに着目した健診を行っており、聴力検査はその項目に義務づけられてございません。聴力検査は、通常周囲に雑音のある環境では正確に行うことができないため、外からの音を遮断できる防音室で検査がなされます。したがって、集団で行う特定健診の場合では、多くの雑音を遮断できるような静かな部屋の確保が困難であることから、こういう面からも特定健診に追加することは、なかなか難しいということで、今、考えておりません。

2点目の、公共施設のバリアフリー化についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、佐用駅に関するご質問でございますが、これまでにも、たびたび、それぞれの方からのご質問もあり、答弁をさせていただいているところでありますが、ご承知のとおり、佐用駅は、JR西日本が建設・管理している駅舎で、原則的には同社がバリアフリー化にも

対応すべき施設でございます。

もちろん、本町が補助を行う、あるいは、かわりに施工するということも、協議によっては不可能ではないというふうに思いますが、当駅の構造は半地下式で、ホームへ行くまでに2つの階段を昇降しなければいけないこと。

また、非常に狭いところに智頭急行なり、JR、そういうところが交差して、一緒に駅の中に1つの駅として存在して、非常に土地が狭い中で、ホームが建設をされております。そういうことで、ホームの幅が非常に狭く、エレベーターを設置するにも、スペースの確保が難しいわけでありまして。

また、そうしたものを解消しようとするれば、構内の、そうした線路を含めた大規模な構造の変更を含めて、非常に大規模な事業になるということが想定され、そのことから、特に、現実的にバリアフリー化の実現が非常に困難であるということ、これは、私が、何度も皆さんに状況は、説明をさせていただいてきたところでありまして、そういうことを、現状、少しはご理解をいただきたいというふうに思っています。

また、本年4月には、輸送密度2000人未満の、いわゆる赤字ローカル線とされる線区の収支状況等が公表され、ご承知のとおり、姫新線の播磨新宮駅から上月駅間についても該当となったところがございます。このような状況下では、JR西日本が当区間において、多大な経費をかけてバリアフリー化を、現在、実施するということは、想定することはできません。

こういった現状から、現実的な対応として、車いすを利用して、JRなり智頭急行を利用される方々につきましては、駅施設の利用に、当然、困難が伴うわけでありまして。そういう乗客の方に対しましては、JRや智頭急行の職員とともに、町職員が移動の補助を行っておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

また、姫新線をご利用になられる場合には、段差もなく、上下線ともに線路を渡る必要のない播磨徳久駅の利用ということ、できるだけしていただくように、ご案内をさせていただいているところでございます。

次に、公共施設のバリアフリー化についてでございますが、高齢化社会への対応からハード面の整備はもとより、これと一体となったソフト面の取組を推進するため、国において平成29年2月にユニバーサルデザイン2020行動計画が策定され、公共施設総合管理計画においても方針に掲げており、大規模改修や建て替えを行う場合について、バリアフリー化を進めております。

それまでの間についても平成6年にハートビル法、平成12年に交通バリアフリー法が制定されました。その後、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充するなどして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律が平成18年に施行されており、その中で公共施設が新設される場合はもちろんですが、改修については建物の状態や利用の状況等によりバリアフリー化が必要な箇所に配慮しており、公共施設全て実施することは、なかなか厳しい財政状況の中では困難ではありますが、そうした取組は行っております。

国が掲げているユニバーサルデザインとは、公平性、自由度、単純性、わかりやすさ、安全性、省体力、スペースの確保と7つの原則があり、全てに当てはまるものをつくり上げることは、これは非常に難しいことでございます。少しずつではございますが、全ての人にとって暮らしやすいまちづくりを、町としても、当然、目指しております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君）

はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初の補聴器購入補助の実施についてですが、従来と変わらないご回答でした。

それで、難聴、いわゆる聞こえにくくなっているという実態について、町長は、従来から、いわゆる国の制度である身体障害者6級の対象に適用されるように周知をして、町民の人が、その6級の対象者になって、補装具の制度を活用すれば、負担も本人も少なく、財政的にも町もいからということで、そのことを、ずっと、紹介されているんですけども、そもそも身体障害者6級の対象になるためには、難聴度がかなり高度の場合しか、国の制度としては適用できないというのが理解なんですけれども、その点、一番最初のところですが、聞こえにくいという、聞こえにくさの程度ですけれど、そのへんは、ちょっと、聞こえにくいというのも6級対象になると理解されているのでしょうか。そこは、違うと思うんですけど、基本的なところですよ。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） この聞こえにくさというのは、なかなか数値的に、きちっと測れないところがあると思います。

ただ、やはり、これはそのための専門の医師というのがあります。その専門の医師によって判定をされるということでもあります。

私が、担当者からも報告を受けているのでは、人の会話の中で、隣に座っている方との話、それが、理解しにくい。そういう場合には、もう6級に当たるというふうに、大体、感覚的には聞いておまして、やはり、私たちも自分の父親や母親のことを思い出してみても、確かに、真正面から見て、大きな声で話せば、十分に会話はできる。

ただ、後ろからとか、横から、ちょっと、話す時に聞こえづらいという状況もございました。

ただ、そういう中でも、やはり聞こえづらいからということで、補聴器を、私も母親に購入しましたけども、やはり、この補聴器自体も、非常に、この程度、ある意味では安い物、ああいうような端的に言ったら安い物から高い物まであります。

ただ、普通、そういう補聴器というのが、簡単に安い物を買って、性能的にどうかということでもありますし、通常、高いのでは1個が何十万円もするものもあるようですけれども、私なんかのことを考えると、当時、17、18万円だったと思いますけれども、それぐらい、やっぱり要るんですよ。

そうなってくると、今、平岡議員が、ほかの市町村でも、市なんかで補助金制度をされておられますと言われても、これ上限が2万円ぐらいですよ。本当に、2万円ぐらいで、あとは修理とか、そういうことにも使えないと、それは対象外と、こういうことを、やはり担当者から聞くと、やはり経済的に厳しい方に対して、やはり、まず、そうした身体障害者の補装具費支給制度を活用していただければ、ほとんど個人負担というのは、そんなになくて、町も4分の1負担しますけれども、例えば、20万円の補聴器を買えば、町が4分の1ですから、5万円補助して、あと残りは国や県が助成してくれると。それで、あとの修理とか、そういうものもやってくれると、対象になると、当然、そういう方にとっては、長い間使って、体の高齢化、さらに、難聴の度合いが、どんどん進んだり、変化があるわけですから、そういうことを考えると、しっかりと、そういう制度を周知して、できるだけ、そういう制度のもとに、対応するべきじゃないかというふうに、私は、思ってお

ります。

佐用町内でも、今、補聴器の、そうした、補助状況、やはり、65歳以上の方になりますと、実際、去年でも83件ぐらいの方が受けておられるんですよね。かなりの人が受けておられますよ。

だから、そのへんは、平岡議員も、ちょっと、勉強してというのか、研究していただけたらと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 国の補聴器助成制度、国の6級、身体障害者の6級の対象になる方、佐用では結構受けられているということだったんですけど、具体的に、お伺いしたいんですけど、高齢者と補聴器についての中では、65歳以上の3人に1人、70歳以上の2人に1人は補聴器が必要と言われるようなレベルに、老人性難聴の場合、徐々に、徐々に進行していくというものだと思いますが、しかし、実際には、補聴器を使っている人というのは、1割強ぐらいなので、今、6級の、佐用町の場合、たくさんの方が利用されているということですから、ちょっと、具体的にお示しいただけますか。どれだけの人が利用されている。全体の割合からして、どうなんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

先ほど、町長が申しましたとおり、65歳以上の方で、現在、83の方がご利用されております。

修理も伴ってきますので、その修理をご利用された方、それから、また、買換えというものをご利用された方が、延べ人数146件というふうな形で聞いております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） ですから、65歳以上で、3人に1人、これ全国平均ですけど、70歳以上で2人に1人が補聴器が必要だと言われている状況の中で、今、言われる83人という利用者は、どんな位置になりますか。

議長（小林裕和君） 答えられますか。いいですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） はい、お答えいたします。

約、65歳以上の方が6,500人強いらっしゃると思いますかね。そのうち83件ですので、1%強の方がご利用されているということになるかと思います。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） その6,500人というのは全体の数字であって、その必要とする人は3人に1人だから、どないなりますか。2,000人余りですよ。だから、もうちょっと、1%じゃなくって、多いかとは思いますが、ただ、町は、難聴、医師の診断書が必要です。その聞こえが、必要と判断されるのは、いわゆる難聴、高度の難聴ではないんですか。

私が、質問して、ぜひ制度をつくってほしい。全国的に補聴器の制度ができています。わずかだめと言われても、県もスタートは2万円ですからね。決して、もっと、ようさん負担がしてもらえたらいいんですけど、そういうことで、とりあえずはスタートしているので、中程度、それから、軽度の難聴の方、そういった方は含まれないと思うんですよ。そこがもう、制度として、十分じゃないので、そこを補填するというための独自の、国に対しても我々議員も、令和2年ですけども、意見書上げたりして、国に対して、ぜひ、その制度をつくってほしいと、意見書も、これは全会一致で上がっています。働きかけもしているところなんですけれども、難聴について、老人性難聴について、新たな制度として、町も取り組んでほしいと思います。改めて伺います。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） もう何度もお答えさせていただいたとおり、通常、そうした3分の1ぐらいの方が難聴と、それは、どの程度の難聴になってくるのか。高齢化に伴って、全体の機能というのが衰えていくことは確かです。

しかし、生活に非常に支障があって、生活の質が非常に悪いというような方が、どれぐらいいらっしゃるか。ただ、そういう中で、障害者制度というのがあるわけです。

できるだけ、今、1%、2%ぐらいの人しか使っていないということかもしれませんが、実際、その制度を制限があるわけではございません。上限ね。だから、そういうことであれば、町のほうの保健師なり福祉課のほうにも相談をいただきたいと思っておりますし、医師のほうも、先ほど申しましたように、きちっとした、測定をして、対応をしてくれるものと思います。

県が、こういう制度をつくって、今、募集をしてということで、取り組んでいるようですが、これについても、まだ、応募者が少なかったんだと思います。これのね。だから、追加の募集を、今、また、しているというふう聞いておりますので、だから、それも2万円ぐらいの上限だというようなことでは、実際、本当に、そうした支援になる。大きく支援になるというふうには、私は思いません。

相当、高価なものであり、簡単な補聴器で済む人になれば、そんなに生活上、逆に言うたら、そんなに大きな支障がでていないということかもしれませんし、自分の実体験から見ても、そうした、私は、親のほうは、そういう制度は使っておりませんが、少なくとも、それぐらいな機器、医療機器という形になりますので、やはりつける以上は、そ

うした、きちっとした測定をし、医療機器として、十分、それが機能するような形で使っ
ていただける、それを支援していくのが、町のそれぞれの担当、町の立場ではないかなと、
責任ではないかなというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） いろいろ調べていく中で、私たちの聴力は 30 歳代から、徐々に衰
えが見られますということなんだそうです。

何となく聞こえにくくなっていくので、本人は、あまり気づかないということも多いか
ら、ですから、聞こえの障害は、知らず知らずのうちに進行していくということですから、
健診、先ほど、私が提案させていただいた特定健診で聴力検査の追加というのは、ほかの
地域で要求もされておりますので、佐用町でもと思って提案はしましたが、具体的に
防音室で検査するとか、そういう設備というか、条件が整わないと、きちっとした結果が
生み出せれないということなので、という答弁でした。

ですから、そういうところで、ちゃんと検査ができるように、町として、集団検診、特
定健診の位置づけの中で、そういう場所で、どういう形になるのか、医師に委託するとか、
方法を考えていただいて、ぜひ検査もしていくような方向で取り組んでいただきたいと思
います。

ですから、誰でもが難聴性、老人性の難聴になっていくわけですから、健康づくりのた
めに、ぜひ取り組んでほしいものです。

もう実際に、本当に聞こえなくなっただけからの対応ではなくて、そういう状況の中でし
ていくということが大事だと。なぜ、そう言うかということ、認知機能も、この聞こえが悪
くなるということで、進行が早まるということも、いろいろと研究されているところです。

ですから、人が尊厳を持って人生を全うできるように、そのための補助の方法として補
聴器装具を町として助成していく取組が進んでいるというのが取り上げだしてから、時間
は、そうたっておりませんけれども、もともとが少ないですけど、取り組んでいる自治体
が 3 倍になるとか、どんどん、その効果のほどを確信して、取組が進んでいるというこ
とも、状況としてあるということだけは、認識をしておいてもらいたいと思います。

何か、一方的にお勧めしておりますけれども、町のほうもぜひ、補聴器の助成につい
ては、そういうような背景もあるんだということを含んでいただいて、ぜひ、これからの取
組の 1 つとして、実際に取り組んでいってほしいということを述べて、補聴器のことは置
きますが、公共施設、まだ、時間ありますね、公共施設バリアフリー化についてです。

先ほど、佐用駅の駅舎については、これまでも答弁されていること、以前聞いた答えと
変わりませんでしたので、どんどん年数がたってきましたけれど、実態としては、そうい
うことで変化がないということを確認するために質問したわけではなくて、町民の人から、
何とか、今まで使えていたのが使えなくなったという、そういう困ったなという話から取
り上げたわけです。

以前は大丈夫だったけど、今は困るんやということなんですね。

だから、どんどん、そういう人が増えていく状況の中で、佐用駅舎の段差解消とかバ
リアフリー化については、今一度検討してほしい。条件は、大変困難だということは、常々、
お聞きはしておりますけれども、検討してもらいたいということについて、回答は、多分、
一緒だと思うんですけど、先日、委員会ですけれど、また、委員会としては、報告があ
ると思いますけれども、新潟県のほうに視察に行かせてもらいました。そしたら、駅舎で、

高校生の方が、汽車の時間、待ち時間、学習できる施設というか、部屋を用意するとか、その利用者に沿った、利用される方に沿った対応がされている。大いに参考にさせていただいて、佐用駅舎が楽しく利用できるようなものになるように、工夫も、難しい、難しいではなくて、検討してもらいたいですね。その駅がある限り、ちゃんと、私は、住民の人にとって、利用しやすいものにしていくというのは、いろんな形で努力していただきたいんですけど、その点について、お伺いします。回答をお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 佐用駅の構造的な、本当に問題というのは、そんなに何年たったから、変わるものではありませんし、状況は同じです。

ですから、今、この間、委員会で視察に行かれたところ、高校生の学習する場とか、そういうものの整備とか、これはまた別でしょう。バリアフリーとは、また、別の問題ですよ。

だから、そういうことの提案で、また、あそこの駅の整備とか、そういうことのご提案なり、要望なら、当然、また、できることは検討したいと思えますけれども、行かれたところが、じゃあ、どこも本当にエレベーターがついたり、エスカレーターがついたりしていたわけではないと思います。なかなか、こういうところのローカル線の駅、少なくとも、姫新線においても、竜野とか、そういうところにおいて、できてきたわけですが、それは、利用されている方が、非常に、困られているということは、私も、よく知っています。ですから、何とかならないかということで、私も現地を、何回か、当然、どうする方法ができるのか、方法はないかということで、現地を見て、現状を、やはり考えて、現実的な問題として、本当に可能かどうかということを検討した上で、皆さんに、こういう問題がありますよと。だから、これは、なかなか難しい。それは、できないことをやりなさいと、困っている人がいるんだからと、それは言うほうは言えますけれども、実際に、私も、責任を持って、やっぱりできること、そのためには、徳久駅のような、構造的に、本当にスムーズに乗り降りができる、そういうところも、利用される方もできるだけ利用してほしいということ、そういうこともお願いするし、やむを得ず、佐用町の、この佐用駅を利用される方については、先ほど言ったような職員なり、駅員の対応で、何とか利用を、お手伝いして利用していただいているという、これは、ご理解いただきたいと思えます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 公共施設の段差、駅舎については、町長、今、答弁で、現実的な問題で、なかなか厳しいという回答をいただきましたけれども、それは課題として、町内の公共施設の利用を、実際、公共施設については、計画的にされておりますけれども、現実、頻繁にいうんか、よく利用されている施設で、バリアフリー化ができていない施設については、具体的に、ここで質問しておりますけれども、具体的な答弁がなかったように思いますので、その点、もう一度、伺いします。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 町も、合併後、庁舎、そういう関連施設、そういうところの整備なんかも、ずっと行ってまいりました。

その都度、そういう問題が、きちっと、対応できるような形で設計して、少なくとも、そうしたユニバーサル制度、そうしたデザイン、こういうことを考慮することが、これは当然のことなので、それはもう、そういう形で整備してきたところです。

ただ、既存の施設の中で、なかなか、そういうことができていない施設は、当然あります。こういうところについても、トイレなんかの、そうした多目的トイレを設置するとか、整備もしてきました。ですから、現在、よく、施設はたくさんあるので、できるだけ、利用される方も、もし、そうした障がい者の方も一緒に利用される場合は、そういうことが整っているところを利用していただくということも、これも、やっぱり考えていただきたいと思います。

施設が、無償だから、ただで使えるからということで、旧の古いのを使っていくという、やられるような形では、町も、まだ、できていないところがあるので、なかなか追いつきません。

生きがいつくりセンターなんかも、これ非常に古い建物になっておりまして、これも、将来的には撤去するかどうか、耐用年数もかなりきておりますので、そういうことも、視野に入っているわけですけれども、でも、今、使っていただくに当たって、それが、エレベーターも設置しておりませんので、2階の部屋を使おうとすると、階段を上がらなきゃいけないというところも残っております。

それから、西山会館なんかも、トイレとか、そういうところは、きれいにしたんですけれども、近いということで、よく使われていることなので、そこらあたりに、階段、昔の形なので、建物に、入り口のところで、玄関のところに段差があって、それが、使いづらいという話なので、そういうことで、将来的に、まだまだ、これから使っていくためには、スロープの設置とか、そういうことは、今、指示して取り組んでおります。

ですから、見ていただいて、かなり以前と比べると、どこも、そういう課題には取り組んで、使いやすい形にはなってきているというふうに思います。

これから、上月の庁舎等についても、これ整備をしていきますし、南光の文化センターにおいても、これから整備もしていくので、そういう時には、さらに、しっかりと、そういう問題にも取り組みますけれども、なかなか、その部分だけを捉えてすると、ほかにも支障が出たりして、簡単にできないことも、いっぱいありますので、それは、少し、時間はかけながら、当然、対応していくということになります。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 必要などころについては、その都度、対応していただけるということで理解できました。

住民から声が上がったら、ぜひ、対応してください。

ただ、ちょっと、気になった点は、無料だから使うとかと、ちょっと、言われたんですが、その点は、決して、無料ではないんですよ。お金払って使っているのです、ちょっと、そ

これは違いますから。ごめんなさいね。小さなことですが、はい、住民の人は、使い便
利のいいところを使っておりますので、ぜひ使いやすい施設として、対応してください。

以上で、質問終わります。

議長（小林裕和君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後 3
時 20 分とします。

午後 0 3 時 0 3 分 休憩

午後 0 3 時 2 0 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。先ほどの大内議員の質問に対して、健康福祉課長より、
改めて、答弁をさせていただきたい旨、受けておりますので、健康福祉課長、お願いしま
す。

はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼いたします。

先ほど、大内議員の質問にありました、退園を迫られたというところでの発言で、ちょ
っと、訂正させていただきます。

と言いますのが、育休のある方、育休のない方によっては、それぞれ、様々、条件が異
なるわけなんですけれども、例えば、育休のない方に関しましては、年度途中で出産され
ましても産休が明ける、いわゆる 8 週間後までの、産休が明けて、その後、すぐ退園では
なくって、その後、3 カ月間の猶予がありまして、3 カ月間たちましたら退園というふう
な形になりますので、その間は、考えていただくという、育児を整えていただくという期
間がありますよということで、よろしく申し上げます。

私が、最初に答弁させてもらったのに、育休明けというふうな形で、全て答弁していた
と思うんですね。それが産休の間違いですので、産後 8 週間後というふうに捉えてくださ
い。よろしく申し上げます。以上です。

議長（小林裕和君） はい、4 番、高見寛治議員の発言を許可します。高見議員。

〔4 番 高見寛治君 登壇〕

4 番（高見寛治君） アクリル板が設置されておりますので、マスクを外して、質問をさ
せていただきます。

議席番号 4 番、高見寛治でございます。

今回の私の一般質問は、1 点です。通告書に基づき質問をさせていただきます。

まず、この席からは、公共施設の施設整備について、質問させていただき、再質問につ
いては、所定の席から質問をさせていただきます。

佐用町は合併して 17 年がたちました。多くの公共施設が存在しています。

公共施設等の管理計画は、平成 29 年 3 月に策定され、令和 4 年 3 月に一部改定された、佐用町公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理が計画され、計画の対象を行政系施設・学校施設・町営住宅等の公共施設と道路・橋梁・上下水道施設等のインフラ施設に分類されています。

その中の公共施設等の管理に関する基本的な考え方で、庁舎や小中学校、保育所、消防署、指定避難所、福祉施設、文化施設等の主要な公共施設は、計画的な修繕や改修による長寿命化に取り組む必要があるとされています。その主な実績として、養護老人ホーム佐用朝霧園の新築更新や、三日月支所・三日月文化センターを統合し、支所機能、文化センター機能、スポーツ増進機能を備えた、三日月地域交流センターに集約した事例などがあります。

管理計画の基本方針では、行政機能を有する公共施設等の維持管理は、他の公共施設等より優先し、適切な維持修繕や機能更新を検討する。その中に、障がい者や高齢者、妊婦、外国人等を含めた全ての人にとって暮らしやすいまちづくりを目指し、これまで進めてきたバリアフリー化に加え、公共施設のユニバーサルデザイン化を目指すとされています。

今後、具体的に施設整備が計画・実施されると思いますが、次のことについてお伺いします。

1、上月支所周辺の施設整備が計画されているが、内容はどのようなものか。

2、デジタル化の取組が進められているが、多くの方が利用する公共施設での無線 LAN 環境整備の計画・実態はどうなっているか。

3、多機能トイレ、オストメイト・おむつ交換台を備えたもの。シャワートイレ、授乳スペースの設置状況はどうなっているか。

以上、3 点について、答弁をお願いします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、高見議員からのご質問にお答えさせていただきます。

公共施設の施設整備についてのご質問でございますが、公共施設等総合管理計画は人口減少・少子高齢化等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれるところであり、このような状況に鑑み、公共施設全体を把握し、単に投資を抑制するための計画ではなくて、今後公共施設等の大量更新を迎える中で、人口減少と厳しい財政状況であることも踏まえて、長期的な視点をもって施設の維持・更新だけではなく統廃合や集約化、長寿命化など計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化を図り可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現しつつ必要な投資を確実に実施するため対応方針を定めた計画でございます。

したがいまして、単に削減方針だけを掲げるのではなくて、何が必要な投資なのかという観点も含めた上で、その必要な投資の財源確保のため、重点化や優先順位づけを行っていくことが重要であり、時代に即した老朽化対策を推進するためであります。計画の実施につきましては、地元関係者等への情報提供や必要に応じ施設利用者などの意向内容を踏まえて議会との情報共有を図りながら、これを進めてまいりたいと思っております。

それでは、まず 1 点目の上月支所周辺の施設整備計画の内容に関するご質問にお答えをさせていただきます。

上月支所庁舎は平成 7 年の建設から 26 年、隣接する上月文化会館は昭和 55 年の建設から 41 年が経過いたしております。両施設ともに経年劣化により、今後、維持管理に多額の

費用が見込まれるため、このたび、両施設を統合し文化会館機能を上月支所に集約する計画でございます。

その内容でございますが、上月文化会館において、ご利用いただいております上月地域づくり協議会の事務所のほか、研修室、パソコン室、和室等に移設するよう検討をいたしております。ホールにつきましては、近年利用者も減少しておりますことと、町内の「おりひめ文化ホール」、また、「南光文化センター」において機能の補完ができるものと考えております。

また、現在上月支所では行政窓口業務のほか、教育委員会所管の適応指導教室、発掘調査出土品などの保管及び整理業務などを行っておりますが、改修に合わせ、より利用しやすく機能性の高い施設整備を考えております。

周辺整備といたしましては、上月文化会館及び佐用町商工会上月支所、これらを除却後、現在の駐車場併せて一体的に駐車場としての利活用ができるよう検討・協議を進めていきたいというふうに考えております。

先般の入札において、実施設計業者が決定したところでございますので、具体的な設計は、これからであります。ユニバーサルデザインも考慮し、町民の皆様に広く、安全にご利用いただける施設整備を目指してまいります。

次に、2点目の公共施設での無線 LAN 環境整備の計画・実態についてのご質問にお答えをさせていただきます。

近年の情報技術の進歩によって、無線によるインターネット通信が一般的に利用できる社会となり、駅や公共機関、宿泊施設、商業施設などいたるところにフリースポットと呼ばれる無線 LAN のアクセスポイントが設置され、多くの方が出先などで基本的に無料でインターネットを利用されているわけでありませう。

また、現在、このフリースポットは各自自治体においても主要な公共施設などに設置されており、身近な生活情報や防災情報の収集など、幅広い用途で活用されておりまして、住民サービスの向上にも役立っております。

本町においても、役場庁舎や文化情報センターなどの庁舎施設、笹ヶ丘荘や南光自然観察村、特産物直売所などの観光施設、JR 佐用駅などの交通拠点など、町内全 12 施設にフリースポットを設置し、住民の方、町外から来られた方などに、幅広く利用をいただいているところであります。

今後の設置計画につきましては、今後の防災計画や観光戦略、住民ニーズなどの観点から総合的に判断し、必要に応じて設置を検討していきたいというふうに考えております。

3点目の多機能トイレ、オストメイト・おむつ交換台、シャワートイレ、授乳スペースの設置状況はどうなっているかということにつきましては、公共施設の施設大規模改修や建て替えの際には、これまではバリアフリー化を進め、段差の解消だけでなく、車椅子用トイレの設置、トイレの洋式化やエレベーターの設置、また、増設など障がい者等においても利用しやすい施設整備に取り組んでまいりましたが、今後、障がい者だけでなく、年齢や性別、体格差や国籍などにも関わらず、できるだけ多くの人に分かりやすく、利用しやすい施設を目指し、施設改修計画等の推進を図ってまいります。

主な公共施設の取組状況といたしまして、トイレの洋式化は、もう既に 82%であり、うちトイレシャワー付きが 49%、多機能トイレは 12%、オストメイト・おむつ交換台の保有は、これ数え方ですけれども 4%と、主だった施設には、そうしたものも整備をしております。

国のユニバーサルデザイン 2020 行動計画でさまざまな移動制約を持つ人にとって、利用しやすいトイレ環境の整備を図ることになっておりますが、全てに当てはまるものをつくり上げることは、これは簡単にできることではございません。難しい点も、それぞれあ

りますが、少しずつできることから着手して、これまでも努力を積み重ねてきておりますので、今後の、そうした施設の整備に合わせながら、思いやりのあるまちづくりにつなげていきたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

上月文化会館周辺の整備につきましては、令和2年ですか、三日月支所、三日月文化センターの統合がありますので、そのノウハウは、しっかり生かされると思います。

もともと、文化会館は55年に開設して、多くの個人やグループ、団体の方が使用されています。整備計画について、これらの個人、グループ、団体と計画や内容についての意見の聞く場を設けるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、どういうふうな内容になるかというのは、これから実施設計がされると、より具体的になってこようかと思っておりますので、それらについて、具体的に説明を設ける場というのは、考えておられますか。

〔上月支所長 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見上月支所長。

上月支所長（高見浩樹君） 実施設計が、これからでございますので、具体的に申し上げることはできませんが、計画が、今後、進みながら、定期的にご利用いただいている団体には、個別にお示ししまして、ご意見を伺いたいというふうに思っております。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、答弁させていただきましたように、実施設計について、先ほど、入札をしまして、設計業者を決定をさせていただきました。

ただ、この計画は、昨年から、今年度、早くから、こうした整備に取り組むということで、支所には、今、利用されている方々と、整備の基本的な内容、これは既に、皆さんにも示して、協議を、お話しさせていただいているというふうに、私は、理解しております。

だから、それに基づいて、細部、使い方とか、細かい細部にわたっての今度設計に入り、それはまた、それで、使いやすいように、そうした利用される方、特に、例えば、和室等があり、そこで、いろんなお稽古事なんかもされていると思います。和室等の、そういう施設というのは、町内に、南光文化センターの下に、1か所、下にあるんですけども、きちっとした、ああしたお稽古ができる場所というのは少ないわけで、そのへんは、当然、そうした、どういう、そこを使い方をするか、内容について、細かい細部についての、また、設計を行うためにも、また、利用者からも、当然、改めて、もう一度、お聞きをして、実施設計を行っていくと、そういう手順になっていこうかと思っております。

支所長、そういう基本的な話は終わっておるんだろう。はい、そこを、ちゃんと、きち

っと、説明せな駄目だ。

議長（小林裕和君）　　ちょっと、待って。
高見上月支所長。

上月支所長（高見浩樹君）　　お答えいたします。

その利用者の方には、一部は、ご説明している部分はあるんですけども、5月下旬頃から、上月地域の地域づくり協議会の会長・センター長会というのを毎月開催しております。その中で、上月支所と文化会館の改修のことにつきましても、検討項目として取り上げております。

6月には、そのメンバーで、三日月支所のほうも視察にまいりまして、三日月支所の状況も確認しているところでございます。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君）　　高見議員。

4番（高見寛治君）　　はい、ありがとうございました。

早くから、関係団体と調整をしていただき、お話を聞いていただいているということなので、安心をいたしました。

特に、上月地域づくり協議会におかれましては、組織の見直しをされ、活動を活発に行っておられますので、支所に集約するに当たり、十分な意見交換をしていただき、今の活動が、しっかりできるようにお願いしたいと思います。

それから、上月支所も建設から26年、27年目になろうかと思いますが、今後、将来にわたり、上月の拠点施設になりますので、改修に当たっては、設備を十分精査していただきまして、誰もが利用しやすい施設になることを、期待をいたします。

次に、無線LANの件でございます。多くの方が利用する公共施設、もうほとんどが、フリースポットで無線LANシステムが使える状況になっているとの答弁でございました。ありがとうございます。

佐用に来られる方が、この無線LANを通して、佐用に来て感じたことを、しっかり情報発信していただければ、町の魅力発信になろうかと思えます。

今、言っていただきました庁舎、宿舎、観光施設、主な公共施設等の12施設には、もうしっかり、この無線LAN環境が整っているということでございました。確認はしますが、ほかに漏れているところは、ございませんでしょうか。もし、分かれば。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君）　　はい、三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君）　　失礼いたします。

12施設の中の細かく内訳は説明しませんが、アクセスポイントが12施設のうち、26か所アクセスポイントを設置しております。

その12施設の中には、佐用町役場の中でしたら、各フロアごと、12アクセスポイントあったり、文化情報センターでしたら、ロビーとか、そういった施設側と図書館側にも敷設しております。

それから、あと、このフリーWi-Fiにおいては、災害ですね、そういった時にも有効利用できるような仕組みで、常時接続ではございませんけれども、指定避難所になっております中安小学校の体育館、旧江川小学校の体育館、旧久崎小学校の体育館、旧幕山小学校の体育館、三河体育館、利神体育館、石井体育館なども、避難所が開設された時には、フリーWi-Fiが使える、情報発信なり情報を収集することができるような仕組みは態勢として整えております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

ほぼ、全ての公共施設で、この無線LAN環境が整っているということでございました。どうもありがとうございます。

地方の町でも、都市と同じように、どこでも通信ができることが必要です。

今、町が取り組んでおられますデジタルトランスフォーメーションの推進も技術革新は、日々進歩しております。将来のことを十分考慮され、取組をお願いしたいと思います。十分、そういうのは検討されておられると思いますが、多くの方のご意見を聞いていただき、計画実施をしていただきたいと思います。

次に、3番目の多機能トイレ関係のことでございますが、数字を言っていただきまして、ありがとうございます。この多機能トイレ等につきましては、大規模な改修をしない限りは、なかなか取り組めないと思います。

シャワートイレにつきましては、トイレについては、82%が洋式化、そのうち49%がシャワートイレということで、まだ、もう少し残っているところがあるように思いますので、その取組をお願いしていきたいと思います。

授乳スペースの設置状況のことについて、お答えがなかったように思うんですが、これについては、どういう状況になっておりますでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

授乳につきましては、ちょっと、情報を収集しておりませんので、お答えできかねますけれども、私が、認識する中では、授乳施設というのは、少ないのではないかとはいえますけれども、利用頻度にもよりますので、そういった利用者からの声を聞いて、必要なところにつきましては、設置したいと思いますけれども、ただ、スペース的に、今のスペースで置ける場所、限られておるかと思っておりますので、そういった声を聞きながら、できる限り、設置するような形をしていきたいと思っております。以上でございます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼いたします。

授乳スペースについてなんですけれども、子育て支援センターのほうには、授乳スペースがございます。

私が、把握しているところは、公共施設の中では、ここ1か所ではないかと思えます。失礼いたします。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） 授乳スペースの設置につきましては、対象となられる方は、少ないとは思いますが、数には圧倒的に少ないかと思われそうですが、ユニバーサルデザインを掲げる上では、主なところ、今、1か所だけなんですけれども、最低、町の庁舎、支所等、人が集まる場所には、必要じゃないかなと思われそうです。

上月支所は、周辺整備の中で、上月支所全体を大規模改修されると思えますので、できれば、そういうスペースもつくっていただきたいと思えます。

前にも述べましたが、多機能トイレは、大規模な改修工事が必要です。シャワートイレ、授乳スペースは、まだ、取り組みやすいと思えますので、若者などの定住促進を進める上で、暮らしやすいまちづくりが必要というのは、答弁の中でもありましたので、公共施設から、まず、取組をしていただき、言われましたユニバーサルデザインを意識して、施設改修に取り組んでいただければと思えます。

公共施設整備は、建物などの公共施設と道路・橋梁・上下水道施設などの社会インフラがあります。どちらも佐用町の将来に必要なものであります。計画を立てて、整備に取り組んでいただきたいと思えます。

ここで、町長に公共施設整備全体について、もし、構想的なものがあるようであれば、簡単にお答えいただければと思えますが、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ユニバーサルデザイン、誰でもが、本当に、便利に使えるようなまちづくり、それを、実際に実施していくには、相当、やっぱり、一気にできるものではない。

だから、それについて、町も合併後、いろんな施設の整備を行ってきました。その都度、それに合わせて、整備もしてきたということも、先ほど、申し上げております。

これからも、そのへんは、人口減少とか、当然、社会の状況も変わってきております。公共施設を維持していくには、大変大きな費用もかかるということは、もう皆さん、御承知のとおりです。これは、最終的に、町民皆さんの、そうした負担になっていくわけなので、そこらあたり、あるものが、いつまでも、同じように残してくというのは、これは、やはり、人口が、例えば、合併当時からすると半分以下になってきているような状況では、そこは、やはり、実態に即して、必要なものを、どう選択。役割を終えたというもの、いろんなものと兼ね合いで、一緒に、そこ使えるものは使う。便利に有効に使うというような形で、財政も考えた、やはり整備をしていかないと、何もかにも、全て、それに合わせて、利用する人が、ほとんどないというようなものまで、実態として、形だけ整備していくというのも、これもやっぱり、町の役割、責任としては、責任を果たせていないという

ことになろうかなと思います。

ただ、公共施設と言いましても、今、高見議員がお話のように、そうした、町民の皆さんが、直接、ご利用いただく建物、施設だけではなくて、直接使っているのは、毎日使っているのは道路、これも公共施設ですし、特に、水道・下水道、こういう社会インフラですよね。これを、以前の生活から、非常に、今、便利に、また、毎日の生活に欠かすことのできない施設なんですね。これを、やっぱり、きちっと、維持していくというのは、行政に課せられた、私は、一番基本的な、大きな責任、課題だというふうに捉えております。

人口が、まだ、各旧町の時に、水道施設、下水道施設、全体で2万何千人の時ぐらいにつくった施設です。それが、合併しても同じです。どんどんと人口が減って、中で、今、施設というのは、本当に、ある意味では、非常に過大な施設になっている部分もありますし、無駄になっているところもあります。そのへんを、今、下水道施設なんかの統合もしていますし、水道なんかについては、逆に、災害後、非常に水源が乏しくなってきた、水の確保という基本的なところから、本当に問題が起きているわけです。

こういうところを、しっかりと対策を考えながら、町民の皆さんが、本当に、まずは、そうした面での、町民の皆さんに迷惑をかけないように、そういう施設を整備したり、維持管理をしていくと、こういうことに努めていきたいと思っております。

ただ、何回も言いますが、非常に大きなお金がかかります。こういう財政の問題も、まず、一緒に、一体的に、しっかりと考えていくということ。そして、それを中長期的な観点から見ていくということ、その視点が非常に大事だというふうに思いますので、そういう点で、町行政の役割、責任を、当然、果たしていかなきゃいけないというふうに思っております。以上。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） ありがとうございます。

この公共施設整備は、将来の方々に残す贈り物ではないかと思われま。

町長の、今、考え方、しっかりした考え方がございましたので、今後とも、そういう視点に立っていただきまして、公共施設整備を進めていただければと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（小林裕和君） 高見寛治議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと、5名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、これにて、本日の日程を終了します。

次の本会議は明日12月9日、午前10時より再開します。

本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時54分 散会